

会議録第 22 号 (17 の 22)

# 五戸町議会第 22 回定例会会議録

令和 4 年 3 月 8 日

招 集

五戸町議会議務局

# 五戸町議会第22回定例会会議録

# 目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1
陳情件名	2

## □3月8日（火曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	4
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	6
議長の辞職の件について	6
起立採決（否決）	6
休憩・開議	7
日程の追加について	7
休憩・開議	7
常任委員の選任	7
休憩・開議	7
各常任委員会開催の口頭招集	8
議会運営委員の選任	8
休憩・開議	8
各常任委員会の正副委員長決定の報告	9
議会運営委員の選任	9
議会運営委員会開催の口頭招集	9
休憩・開議	9

議会運営委員会の正副委員長決定の報告	9
諸般の報告の朗読省略	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
議案第6号から議案第37号まで一括議題	10
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	10
陳情第1号及び陳情第2号一括議題	22
委員会付託	22
休会期間の決定	22
散会	23

#### □ 3月10日（木曜日）第2号

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
事務局出席職員氏名	25
説明のため出席した者の職氏名	25
開議	27
諸般の報告の朗読省略	27
一般質問	
◎尾形裕之君（一問一答）(1)倉石温泉利活用事業者との契約締結における既存民間浴場経営者との協議について	27
答弁（町長 若宮佳一君）	27
○尾形裕之君（再質問）(1)倉石温泉利活用事業者との契約締結における既存民間浴場経営者との協議について	29
答弁（副町長 大久保 均君）	29
○尾形裕之君（再質問）(1)倉石温泉利活用事業者との契約締結における既存民間浴場経営者との協議について	30
答弁（副町長 大久保 均君）	30

○尾形裕之君（再質問）（1）倉石温泉利活用事業者との契約締結における既存民間 浴場経営者との協議について	3 0
◎鈴木隆也君（一問一答）（1）森林環境譲与税の使途及び町有林の整備と管理につ いて（2）五戸総合病院の経営改善について	3 1
答弁（町長 若宮佳一君）	3 2
○鈴木隆也君（再質問）（1）森林環境譲与税の使途及び町有林の整備と管理につ いて	3 4
答弁（農林課長 中村弘幸君）	3 4
○鈴木隆也君（再質問）（1）森林環境譲与税の使途及び町有林の整備と管理につ いて	3 5
答弁（町長 若宮佳一君）	3 5
○鈴木隆也君（再質問）（1）森林環境譲与税の使途及び町有林の整備と管理につ いて	3 6
答弁（農林課長 中村弘幸君）	3 7
○鈴木隆也君（再質問）（1）森林環境譲与税の使途及び町有林の整備と管理につ いて	3 7
答弁（町長 若宮佳一君）	3 8
○鈴木隆也君（再質問）（1）森林環境譲与税の使途及び町有林の整備と管理につ いて（2）五戸総合病院の経営改善について	3 8
答弁（町長 若宮佳一君）	3 9
○鈴木隆也君（再質問）（2）五戸総合病院の経営改善について	3 9
答弁（町長 若宮佳一君）	4 0
○鈴木隆也君（再質問）（2）五戸総合病院の経営改善について	4 0
答弁（参事・総合病院事務局長事務取扱 松坂 力君）	4 1
○鈴木隆也君（再質問）（2）五戸総合病院の経営改善について	4 1
答弁（参事・総合病院事務局長事務取扱 松坂 力君）	4 2
○鈴木隆也君（再質問）（2）五戸総合病院の経営改善について	4 2
答弁（参事・総合病院事務局長事務取扱 松坂 力君）	4 3
○鈴木隆也君（再質問）（2）五戸総合病院の経営改善について	4 3
答弁（町長 若宮佳一君）	4 4

○鈴木隆也君（再質問）(2)五戸総合病院の経営改善について	4 4
休憩・開議	4 5
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)各種行政手続の簡素化について	(2)令和4年度の
水田農業の動向について	4 5
答弁（町長 若宮佳一君）	4 7
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	4 9
答弁（総務課長 石田博信君）	4 9
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	4 9
答弁（総務課長 石田博信君）	5 0
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	5 0
答弁（総務課長 石田博信君）	5 1
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	5 1
答弁（住民課長 赤坂和浩君）	5 2
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	5 2
答弁（住民課長 赤坂和浩君）	5 2
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	5 2
答弁（住民課長 赤坂和浩君）	5 4
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	5 4
答弁（住民課長 赤坂和浩君）	5 5
○豊田孝夫君（再質問）(1)各種行政手続の簡素化について	(2)令和4年度の
水田農業の動向について	5 5
答弁（農林課長 中村弘幸君）	5 5
○豊田孝夫君（再質問）(2)令和4年度の水田農業の動向について	5 5
答弁（農林課長 中村弘幸君）	5 6
○豊田孝夫君（再質問）(2)令和4年度の水田農業の動向について	5 6
答弁（農林課長 中村弘幸君）	5 7
○豊田孝夫君（再質問）(2)令和4年度の水田農業の動向について	5 7
答弁（農林課長 中村弘幸君）	5 7
○豊田孝夫君（再質問）(2)令和4年度の水田農業の動向について	5 8
答弁（町長 若宮佳一君）	5 9

○豊田孝夫君（再質問）(2)令和4年度の水田農業の動向について	60
散会	60

□3月11日（金曜日）第3号

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61
事務局出席職員氏名	61
説明のため出席した者の職氏名	62
開議	63
議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで一括議題	63
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	63
採決（承認・原案可決）	63
議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで一括議	
題	64
質疑（なし）	64
予算特別委員会の設置について	64
予算特別委員会の口頭招集	64
委員会付託	65
休会期間の決定	65
散会	65

□3月16日（水曜日）第4号

議事日程	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68
欠席議員	68
事務局出席職員氏名	68
説明のため出席した者の職氏名	68

開議	7 0
諸般の報告の朗読省略	7 0
議案第 7 号から議案第 1 6 号まで及び議案第 2 7 号から議案第 3 7 号まで一括議 題	7 0
委員長報告（予算特別委員長 大沢義之君）	7 0
委員長報告（総務常任委員長 中川原賢治君）	7 0
委員長報告（民生常任委員長 大沢義之君）	7 1
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	7 1
採決（原案可決）	7 1
議案第 3 8 号議題	7 2
提案理由説明省略	7 2
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 2
採決（同意）	7 3
議案第 3 9 号から議案第 4 1 号まで一括議題	7 3
提案理由説明省略	7 3
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 3
採決（議案第 3 9 号 同意）	7 4
採決（議案第 4 0 号 同意）	7 4
採決（議案第 4 1 号 同意）	7 4
陳情第 1 号及び陳情第 2 号一括議題	7 4
委員長報告（総務常任委員長 中川原賢治君）	7 4
委員長報告（経済常任委員長 古田陸夫君）	7 5
委員長報告に対する質疑（なし）	7 5
討論（尾形裕之君）	7 5
討論終結	7 6
起立採決（陳情第 1 号 否決）	7 6
採決（陳情第 2 号 採択）	7 6
休憩・開議	7 6
日程の追加について	7 7
議会案第 1 号議題	7 7

提案理由説明（三浦俊哉君）	77
質疑（尾形裕之君）・討論（なし）	78
採決（原案可決）	79
議員派遣の件について	79
委員会の閉会中の継続調査申出（総務、経済、民生、広報常任委員会及び議会運営委員会）	79
町長挨拶	80
閉会宣告	80
署名	81

## 巻末掲載

第21回臨時会閉会（2月18日）以後の諸般の報告（40）	83
常任委員一覧表	87
令和4年3月8日休憩後の諸般の報告（41）	88
令和4年3月8日休憩後の諸般の報告（42）	89
陳情文書表	90
令和4年3月8日以後の諸般の報告（43）	91
議案付託表	93
令和4年3月11日以後の諸般の報告（44）	95
委員会審査報告書（予算特別委員長）	97
委員会審査報告書（総務常任委員長）	99
委員会審査報告書（民生常任委員長）	100
陳情審査報告書	101
議員派遣の件について	103
閉会中継続調査申出書（総務常任委員長）	105
閉会中継続調査申出書（経済常任委員長）	106
閉会中継続調査申出書（民生常任委員長）	107
閉会中継続調査申出書（広報常任委員長）	108
閉会中継続調査申出書（議会運営委員長）	109





## 五戸町議会第22回定例会会議録

令和4年3月 8日 開会

令和4年3月16日 閉会

### ○ 町長提出議案件名

- 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度五戸町一般会計補正予算(第9号))
- 議案第 7 号 五戸町手話言語条例案
- 議案第 8 号 五戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 議案第 9 号 五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 五戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 五戸町都市計画審議会条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 五戸町下水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 五戸町公共浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 五戸町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 五戸町屋内トレーニングセンター条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 令和3年度五戸町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第18号 令和3年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第19号 令和3年度五戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第20号 令和3年度五戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第21号 令和3年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第22号 令和3年度五戸町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 令和3年度五戸町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第24号 令和3年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算(第4号)
- 議案第25号 令和3年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第26号 令和3年度五戸町病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 令和4年度五戸町一般会計予算

- 議案第 28 号 令和 4 年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 29 号 令和 4 年度五戸町国民健康保険特別会計予算  
議案第 30 号 令和 4 年度五戸町介護保険特別会計予算  
議案第 31 号 令和 4 年度五戸町下水道事業特別会計予算  
議案第 32 号 令和 4 年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計予算  
議案第 33 号 令和 4 年度五戸町浄化槽事業特別会計予算  
議案第 34 号 令和 4 年度五戸町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 35 号 令和 4 年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算  
議案第 36 号 令和 4 年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算  
議案第 37 号 令和 4 年度五戸町病院事業会計予算

(以上 32 件 3 月 8 日提出)

---

○ 陳情件名

- 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める  
陳情書  
陳情第 2 号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の採  
択を求める陳情

(以上 2 件 3 月 8 日委員会付託)

# 五戸町議会第22回定例会会議録

# 第1号

五戸町告示第16号

五戸町議会第22回定例会を令和4年3月8日五戸町役場議場に招集する。

令和4年2月22日

五戸町長 若宮 佳一

---

## 議 事 日 程 第 1 号

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開議

第 1 議長の辞職の件について

---

## 追 加 議 事 日 程 第 1 号 の 追 加 1

令和4年3月8日（火曜日）午前10時10分開議

第 1 常任委員の選任について

第 2 議会運営委員の選任について

第 3 会議録署名議員の指名について

第 4 会期の決定について

第 5 議案第6号から議案第37号まで (町長提出、提案理由説明)

第 6 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を  
求める陳情書 (委員会付託)

第 7 陳情第2号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書  
の採択を求める陳情 (委員会付託)

---

### ○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 議長の辞職の件について

日程第 1 常任委員の選任について

日程第 2 議会運営委員の選任について

日程第 3 会議録署名議員の指名について

日程第 4 会期の決定について

日程第 5 議案第6号から議案第37号まで

(町長提出、提案理由説明)

日程第 6 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」  
の採択を求める陳情書

(委員会付託)

日程第 7 陳情第 2 号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求  
める意見書の採択を求める陳情

(委員会付託)

---

○ 応招議員 15名

---

○ 出席議員 15名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	和 田 智 也 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
1 0 番	大 沢 義 之 君	1 1 番	尾 形 裕 之 君
1 2 番	松 山 泰 治 君	1 3 番	川 村 浩 昭 君
1 4 番	古 田 陸 夫 君	1 5 番	中川原 賢 治 君
1 6 番	三 浦 俊 哉 君		

---

○ 欠席議員 な し

---

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舛 沢 実 君 主 査 川 内 剛 士 君

---

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 若 宮 佳 一 君 副 町 長 大久保 均 君  
総 務 課 長 石 田 博 信 君 総 合 政 策 課 長 手倉森 崇 君

総合政策課 政策調整室長	小村隆幸君	財政課長	川村豊君
参事・税務課長 参事務取扱	竹洞晴生君	福祉課長	志村要君
介護支援課長	上山貴久君	健康増進課長	赤坂真弓君
住民課長	赤坂和浩君	農林課長	中村弘幸君
建設整備課長	小保内一典君	都市計画課長	高谷忠憲君
会計管理者	今川淳子君	参事・総合病院 事務局長事務取扱	松坂力君
教育委員会 教育長	澤田尚君	教育課長補佐	櫻井篤史君
農業委員会 会長	岩井壽美雄君	事務局次長	町屋剛君
選挙管理委員会 委員長	齋藤正榮君		
代表監査委員	前田一馬君		

---

午前10時 開議

○副議長（沢田良一君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第22回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○副議長（沢田良一君） 日程第1「議長の辞職の件について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三浦専治郎議員の退席を求めます。

〔1番 三浦専治郎君 退席〕

○副議長（沢田良一君） 三浦専治郎議員から議長の辞職願が提出されています。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（舩沢 実君） それでは、辞職願を読み上げます。

令和4年3月1日。

五戸町議会副議長、沢田良一殿。

五戸町議会議長、三浦専治郎。

辞職願。

このたび、私義、一身上の都合により、令和4年3月8日に議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（沢田良一君） 三浦専治郎議員の令和4年3月8日に議長を辞職することを許可することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（沢田良一君） 異議ありますので、これより三浦専治郎議員の令和4年3月8日に議長を辞職することを許可することについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

三浦専治郎議員の令和4年3月8日に議長を辞職することを許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（沢田良一君） 起立少数であります。

よって、令和4年3月8日に議長を辞職することを許可することは否決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時10分 開議

○副議長（沢田良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（沢田良一君） お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事日程追加1を日程に追加いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（沢田良一君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程追加1を本日の日程に追加することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

〔1番 三浦専治郎君 入席〕

午前10時10分 休憩

---

午前10時11分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦専治郎君） 追加日程1の第1「常任委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任には、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の「常任委員一覧表」のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時30分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



「常任委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。

「常任委員の選任について」は委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の「常任委員一覧表」のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

常任委員長及び副委員長の互選については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、この席上より口頭をもって各常任委員会を招集いたします。

次の休憩中に、直ちに総務常任委員会は、3階、会議室、経済常任委員会は、3階、議会図書室、民生常任委員会は、3階、第3委員会室、広報常任委員会は、総務、経済及び民生常任委員会の終了後、3階、会議室にてそれぞれ開催いたしますから、御了承願います。

---

○議長(三浦専治郎君) 追加日程1の第2「議会運営委員の選任について」を行います。

お諮りいたします。

「議会運営委員の選任について」は、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の「議会運営委員一覧表」のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「これさっきもお話ししたとおり、常任委員が決まっていなかったら、これ決められないのではないのか、委員長が決まらなかったら」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 分かりました。じゃ、今、休憩入れますので、委員会を開いてください。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前11時11分 開議

○議長(三浦専治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

各常任委員会において正副委員長の互選を行った結果、総務常任委員長に中川原賢治委員、同副委員長に柏田匡智委員。経済常任委員長に古田陸夫委員、同副委員長に大久保和夫委員。民生常任委員長に大沢義之委員、同副委員長に三浦俊哉委員。広報常任委員長に川崎七洋委員、同副委員長に豊田孝夫委員、以上のとおり、それぞれ当選した旨、報告がありました。

---

○議長（三浦専治郎君） 追加日程1の第2「議会運営委員の選任について」を行います。  
お諮りいたします。

「議会運営委員の選任について」は、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の「議会運営委員一覧表」のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員長及び副委員長の互選については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、この席上より口頭をもって議会運営委員会を招集いたします。

次の休憩中に、議会運営委員会を3階、会議室において開催いたしますから、御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時22分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、正副委員長の互選を行った結果、議会運営委員長に三浦俊哉委員、同副委員長に大沢義之委員、以上のとおり、それぞれ当選した旨の報告がありました。

そのほかの「諸般の報告」については、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

---

○議長（三浦専治郎君） 日程追加1の第3「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において古田陸夫議員、中川原賢治議員及び三浦俊哉議員を指名いたします。

---

○議長（三浦専治郎君） 日程追加1の第4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期の定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの9日間と決定しました。

---

○議長（三浦専治郎君） 日程追加1の第5「議案第6号から議案第37号まで」の32件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 本日ここに、五戸町議会第22回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

五戸町が大好きな若宮です。55歳2か月になりました。

令和3年度は世界的パンデミックの状況下において東京オリンピック、パラリンピック2020、冬季オリンピック北京大会が行われ、メダル獲得など明るい話題もたくさんありましたが、医療関係者による懸命な対応と国民皆様の御理解により無事に開催し終えた事に対しまして敬意を払いたいと思えます。そういう矢先にロシアによるウクライナへの軍事侵攻など一世紀も前の歴史に逆戻りしているかのような事案が発生しております。戦争を永久に放棄している我が国の政府におかれては毅然とした対応が求められると思えますし、同時に国際社会と協調した行動が必要なのでしょう。改めて戦争の悲惨さを考えさせられます。皆様と共に乗り越えたいと思えます。

また、東日本大震災から今年3月11日で11年を迎える事になりました。三陸沿岸自動車道の全線開通などインフラ整備は目に見えて復興されましたが、被災された方々の心の復興の進捗はいかばかりなものかと拝察すると未だに心が痛みます。去年は青森県内においても下

北地方、上北地方でも大雨災害が発生しました。私たちは常に防災の意識を高めながら日々の生活を送らなければならないと改めて考えさせられます。

コロナ禍での生活も3年目に突入しました。現在はオミクロン株の大流行により第6波が訪れていますが、3回目のワクチン接種をできるだけ速やかに安全に町民皆様にお届けし、少しでも町中ににぎわいを取り戻せるように誠心誠意努めてまいります。

今定例会は、新年度各会計当初予算を始め、各般にわたる議案について御審議を願うものでありますが、議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要を報告し、令和4年度に向けての私の町政運営に臨む所信の一端と当初予算編成について申し述べ、御審議の参考に供したいと存じます。

始めに、水田農業政策についてであります。

青森県では、青森県農業再生協議会が国に代わって、独自に市町村別の生産数量目標を設定し、情報提供という形で目標値を示しております。これを受け、青森県から五戸町へは前年度の実績に比べ37トン少ない3,607トン、面積換算では14ヘクタール少ない623ヘクタールが配分されました。町では、本目標を水田農家に情報提供し、各農家の転作などの水稻営農計画の取りまとめを行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響など様々な要因が重なったため主食用米の需給状況が緩み、米価下落へ大きく影響しておりますので、生産農家の経営においては厳しい状況であります。今後も転作を含めた需要に合わせた主食用米の生産調整を進めていきたいと思っております。

次に、総務省自治財政局が取りまとめた令和4年度地方財政計画の規模は、90兆5,918億円と前年度比で0.9%増、7,858億円の増額となっております。

また、令和4年度の地方交付税総額は18兆538億円と対前年度比で3.5%の増、6,153億円の増額であります。臨時財政対策債は1兆7,805億円で対前年度比67.5%の減、3兆6,992億円の減額となっております。

本町において、普通交付税は38億1,200万円と対前年度比でプラス5.2%、1億8,700万円の増額と見込んでおります。また、実質的に地方交付税の代替財源とみなされる臨時財政対策債は9,050万円と対前年度比でマイナス69.9%、2億1,010万円の減額と見込んでおります。

自主財源の町税ですが、町民税は新型コロナウイルス感染症の影響により給与所得及び営業等所得の減少のため減額を見込んでおります。町たばこ税については、たばこ税の税率が引き上げられたことにより増額を見込んでおります。

このような状況の中で、新年度予算編成においては第2次五戸町総合振興計画の将来像である「人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 への」の実現を目指して、主要プロジェクトの各施策を効率的・重点的に実施し、住民と協働でのまちづくりを進めるため「人口減少社会に対応するための簡素で持続可能な行財政運営の方針」に則り「最小の経費で最大の効果」を基本とした予算編成を行った結果、新年度の一般会計予算総額は、対前年度比1.8%増で88億55万3千円となりました。

新年度予算に計上した各分野別の概要であります。生活環境分野では、約16億5,100万円、産業分野では、約3億8,100万円、保健・医療・福祉分野では、約34億2,600万円、教育・文化分野では、約9億1,100万円、行財政運営分野では、約23億7,300万円、住民協働・地域活動分野では、約5,900万円を計上しております。

それでは、令和4年度予算に計上した事業の概要と、私の所信の一端を申し述べます。

まず、新たな時代を生きる子どもたちや若者たちを育み、コロナ禍での町民皆様の大切な暮らしと健康を守り、にぎわいを取り戻す一年にしたいと思います。

地域の皆様が地域の中のにぎわいに参加していただくためにも、健康教育や健康診断受診率向上に努めます。また、地域医療の拠点である五戸総合病院の持続的な経営のために総務省経営・財務マネジメント強化事業を活用し、経営改善委員会を立ち上げます。3回目のコロナワクチン接種について早期の実施完了を目指します。5歳以上の接種は五戸総合病院において3月14日から始める予定です。

令和3年度における「ふるさと納税」の寄附金額が1億6,000万円を超えることができました。引き続き五戸町ファンを増やし、寄附金額アップにつなげるべく、ふるさと納税事業の体制強化や返礼品の開発に力を入れます。日本全国の人とのつながりを感じる一年にしたいと思います。

五戸まつりを始めとする全てのイベントが過去2年間中止や短縮を余儀なくされてきました。今年は、行事やイベントが安全に行われることを前提に、積極的に支援をしてまいります。各行事の実行委員会の皆様も簡単に諦めることなく前向きに検討していただきたいと思います。

高校生まで医療費無償化など子育て支援は継続します。先月2月26日から南部バス、八戸市営バスがICカード、ハチカで利用できるようになりました。高校生を対象に広域通学定期券購入補助金制度を創設します。高校生保護者の負担軽減に努めてまいります。

地域総合型スポーツクラブを充実させ、スポーツの町「五戸」の発展と五戸魂を育むスポ

ーツ教育に力を注ぎます。引き続き義務教育環境や地域教育、スポーツ教育の充実に努めます。

五戸町出身の佐々木琢磨選手が昨年ポーランドで行われた世界デフ陸上競技選手権において銀メダルを獲得いたしました。手話による町づくりに取り組み、メダリストを応援してまいりたいと思います。手話言語条例制定、普及に向け努力してまいります。

ひばり野地区に11区画の若者定住向けの住宅団地販売を行っています。既に7区画が申込済みとなりました。新たに第3期住宅団地計画に向けて調査・検討に入ります。

ひばり野公園の屋外トイレや遊具広場の改修を行います。歴史みらいパークの公園機能の強化や中心市街地活性化の課題解決に向け、令和4年度中に「立地適正化計画」を策定します。木村秀政ホールの改修に向け実施設計に入ります。

県道20号八戸三沢線沿いに産直施設の建設に向け令和4年度は運営組織の選定や、施設規模などを検討し、国の事業認可を受けるため五戸町活性化計画を策定したいと考えます。

令和2年12月より閉館しておりました倉石温泉ですが、議員皆様も御承知のとおり先般の公募により契約交渉事業者が選定されました。町民皆様の健康増進のため、また倉石地区の活性化に資することを大前提に交渉し、令和4年度中のオープンを目指します。

京都府与謝野町に保存されている旧南部鉄道で活躍したディーゼル機関車DC351の里帰りプロジェクトを成功させるため、全国へ向けクラウドファンディングや寄附金の募集を開始します。クラウドファンディングは3月1日より既に行われています。日本全国の人とのつながりを感じる一年にしたいと思いますし、日本全国に五戸町を大いにPRできる年になると考えます。

以上、簡単ですが、所信の一端を申し述べさせていただきました。コロナ禍での安心な暮らしと健康を守り、地域の経済やにぎわいを取り戻すことに全力を尽くしてまいります。

議員皆様そして町民皆様の御理解と御支援、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

議案第6号は、令和3年度五戸町一般会計補正予算の専決処分であります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、事業継続支援補助金3,365万円を追加、6款農林水産業費では、農家燃料費支援事業補助金1,200万円を追加いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ4,614万9千円を追加し、予算総額は100億6,722万8千円となりました。

議案第7号は、五戸町手話言語条例案であります。

手話に対する理解及び普及促進に関する基本的事項を定め、手話による意思疎通の支援を総合的に推進するため条例案を提案するものであります。

議案第8号は、五戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例案であります。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第9号は、五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

非常勤職員に係る育児休業等の取得要件について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第10号は、五戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案であります。

押印手続の見直しに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第11号は、五戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案であります。

青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第12号は、五戸町都市計画審議会条例の一部を改正する条例案であります。

都市計画審議会委員の定数の見直しに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第13号は、五戸町下水道条例の一部を改正する条例案であります。

排水設備指定工事店に関する事項について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第14号は、五戸町公共浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案であります。

公共浄化槽設置申請に関する事項について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第15号は、五戸町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

消防団員の報酬額に関する事項について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第16号は、五戸町屋内トレーニングセンター条例の一部を改正する条例案であります。

五戸町屋内トレーニングセンター練習場の使用料について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第17号は、令和3年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ3,393万6千円を追加し、その結果、予算総額は101億116万4千円とするものであります。

国、県の補助金等の確定及び年度末の調整によるものが主たるものであります。2款総務費では、町バス運行业務委託料1,200万円、五戸町自治会施設整備費補助金370万円、DC351運搬業務委託料及び搬入記録映像作成業務委託料を含め1,054万3千円等を減額するものであります。

3款民生費では、敬老会事業業務委託料385万1千円、介護保険特別会計繰出金1,402万2千円等を減額するものであります。

4款衛生費では、新型コロナウイルス予防接種事務手数料896万4千円を減額し、新型コロナウイルス予防接種業務委託料1,347万8千円等を追加するものであります。

6款農林水産業費では、農業委員会委員報酬324万7千円等を追加、中山間地域総合整備事業用地費636万9千円、立竹木等移転補償費427万7千円等を減額するものであります。

7款商工費では、五戸まつり事業費補助金380万円等を減額するものであります。

8款土木費では、橋梁補修工事費527万円、ひばり野公園施設整備工事費8,400万円等を追加するものであります。

9款消防費では、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1,299万4千円等を減額するものであります。

10款教育費では、学生支援緊急給付金440万円、奨学資金貸付金480万円等を減額するものであります。

議案第18号は、令和3年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ530万2千円を減額し、その結果、予算総額は21億6,301万2千円とするもので、直営診療施設勘定繰出金530万2千円を減額するものであります。

議案第19号は、令和3年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ2,375万円を減額し、その結果、予算総額は24億1,118万4千円とするもので、地域密着型介護サービス給付費1,000万円、施設介護サービス給付費400万円等を減額するものであります。

議案第20号は、令和3年度五戸町下水道事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ2,025万1千円を減額し、その結果、予算総額は3億7,683万円とするものであります。

歳出の主なるものは、管路施設工事費1,412万8千円等を減額するものであります。



議案第21号は、令和3年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ66万5千円を減額し、その結果、予算総額は1億4,602万2千円とするものであります。

歳出の主なるものは、処理施設維持管理業務委託料67万4千円を減額するものであります。議案第22号は、令和3年度浄化槽事業特別会計予算であります。

歳入歳出それぞれ1,723万6千円を減額し、その結果、予算総額は2,746万1千円とするものであります。

歳出の主なるものは、PFI事業導入アドバイザー業務委託料600万円、浄化槽整備工事費1,123万6千円を減額するものであります。

議案第23号は、令和3年度簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出それぞれ2万6千円を減額し、その結果、予算総額は8,911万2千円とするものであります。

歳出の主なるものは、水道施設等管理業務委託料52万8千円を減額するものであります。

議案第24号は、令和3年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ468万5千円を追加し、その結果、予算総額は3,560万4千円とするものであります。

歳出の主なるものは、公有財産購入費398万5千円等を追加するもので、財源は財産収入、繰越金を充当するものであります。

議案第25号は、令和3年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ233万2千円を追加し、その結果、予算総額は3,071万9千円とするものであります。

歳出の主なるものは、光ケーブル引込（移設）工事費233万2千円を追加するもので、財源は繰入金を充当するものであります。

議案第26号は、令和3年度五戸町病院事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出であります。収入は病院医業外収益1億4,930万5千円を追加し、総額23億7,229万6千円といたしました。

支出では、病院医業費用537万円を減額、病院医業外費用489万3千円、健診センター医業費用59万5千円を追加及び健診センター医業外費用146万7千円を減額し、総額26億8,833万9千円といたしました。

資本的収入及び支出では、収入は企業債4,350万円及び補助金272万4千円を減額し、総額

4億1,375万7千円とし、支出は建設改良費5,024万4千円及び投資500万円を減額し、総額6億5,098万6千円とするもので、収支差引不足額2億3,722万9千円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、新年度の各会計当初予算について御説明いたします。

議案第27号は、令和4年度五戸町一般会計予算であります。

予算規模についてですが、88億55万3千円で、前年度と比較し1億5,391万円の増、伸び率プラス1.8%となりました。

歳入であります。自主財源は21億9,062万6千円で、前年度に比べ2億2,564万円の増となり、構成比は24.9%、伸び率はプラス11.5%であります。

うち町税は、前年度に比べ0.2%減の13億4,165万円を見込みました。

一方、依存財源は66億992万7千円で、前年度に比べ7,173万円の減となり、構成比75.1%、伸び率はマイナス1.1%であります。

次に、歳出であります。人件費、物件費、扶助費など消費的経費は55億4,038万7千円で、前年度に比べ8,694万4千円の増となり、構成比63.0%、伸び率はプラス1.6%であります。

投資的経費は4億2,104万円で、前年度に比べ1,186万8千円の増となり、構成比4.8%、伸び率はプラス2.9%であります。

その他の経費は28億3,912万6千円で、前年度に比べ5,509万8千円の増となり、構成比32.2%、伸び率はプラス2.0%であります。

それでは、各款の主なる事業等について申し上げます。

2款総務費では、町バス運行業務委託料1,900万円、自治会施設整備費補助金500万円、庁舎管理業務委託料2,993万円、コミュニティバス業務委託料4,396万円、DC351運搬業務委託料800万円、木村秀政ホール改修実施設計業務委託料200万円、高校生広域通学定期券購入補助金1,100万円、過疎対策基金積立金7,100万円、総合行政システムクラウド使用料2,088万円、光ケーブル移設工事費負担金770万円、五戸ケーブルテレビ事業特別会計繰出金678万円、新生児祝金400万円、ふるさと納税支援システム運営管理手数料1,573万円、ふるさと納税システム運営管理業務委託料4,856万円、青年就農ステップアップ支援給付金474万円、新社会人ふるさと定住奨励金635万円、若者定住支援事業補助金636万円、多子世帯支援商品券交付金600万円、ふるさと納税寄附金基金積立金1億3,000万円、収納支援システム改修業務委託料（コンビニ収納対応）393万円、納税貯蓄組合納税奨励交付金715万円、戸籍総合シス

テム改修業務委託料659万円等であります。

3款民生費では、町社会福祉協議会補助金2,912万円、重度心身障がい者医療費給付費、更生医療給付費、障がい者自立支援給付費等の障がい者福祉扶助費合わせて5億9,052万円、国民健康保険特別会計繰出金1億9,380万円、後期高齢者医療特別会計繰出金3億1,374万円、介護保険特別会計繰出金4億1,333万円、放課後児童クラブ運営業務委託料3,139万円、ひとり親家庭等医療給付費、障がい児通所給付費等の扶助費合わせて6,353万円、一時預かり事業、延長保育事業、保育士等処遇改善臨時特例事業等の児童措置費補助金合わせて3,003万円、子どものための教育・保育給付費、各種児童手当等合わせて7億6,894万円等であります。

4款衛生費では、医師派遣事業費負担金909万円、病院事業会計及び同会計健診業務の負担金合わせて4億8,500万円、特定健康診査手数料1,097万円、がん検診、健康診査、予防接種等の業務委託料合わせて7,290万円、新型コロナウイルス予防接種業務委託料3,067万円、新型コロナコールセンター業務委託料1,110万円、簡易水道事業特別会計繰出金4,481万円、妊婦・乳児委託健康診査業務委託料1,194万円、乳幼児医療費給付費等の母子衛生扶助費3,581万円、斎場指定管理料1,046万円、十和田地域広域事務組合負担金1億3,423万円等あります。

6款農林水産業費では、町営ブドロク牧場指定管理料850万円、農業次世代人材投資資金、融資主体型補助金等の経営基盤強化補助金等合わせて3,510万円、中山間地域等直接支払制度交付金3,731万円、農業集落排水処理施設事業特別会計繰出金1億2,218万円、中山間地域総合整備事業用地費900万円、中山間地域総合整備事業費負担金960万円、森林環境譲与税金基金積立金1,924万円等あります。

7款商工費では、特別保証制度保証料補助金693万円、事業活性化資金、小口資金特別保証制度の貸付金合わせて2,800万円、五戸まつり山車運行団体参加継続支援補助金1,215万円、町観光振興事業費交付金969万円等あります。

8款土木費では、道路環境整備業務委託料1,500万円、町道維持修繕、舗装修繕の工事費合わせて5,970万円、除雪作業業務委託料3,000万円、町道道路改良工事費600万円、過疎対策道路事業の道路改良工事費と舗装補修工事費合わせて9,500万円、橋梁補修工事費5,500万円、下水道事業特別会計繰出金2億4,980万円、ひばり野公園指定管理料3,948万円、ひばり野公園長寿命化計画策定業務委託料1,736万円等あります。

9款消防費では、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金2億7,658万円、消防団員報酬

2,183万円、出動報酬1,869万円、県消防補償等組合負担金1,227万円、防災行政無線同報系更新工事費1,428万円等であります。

10款教育費では、奨学資金貸付金2,328万円、語学指導外国青年招致事業費1,594万円、小・中学校スクールバス運行業務委託料合わせて5,861万円、小・中学校施設改修工事費合わせて1,677万円、中学校体育大会等出場交付金400万円、ごのへ郷土館指定管理料948万円、公民館清掃及び守衛警備業務委託料1,536万円、歴史みらいパーク指定管理料5,961万円、社会体育施設指定管理料1億1,776万円、スポーツクラブ育成事業補助金400万円、学校給食運送業務委託料1,550万円、学校給食調理業務委託料4,496万円、給食賄材料費5,925万円等あります。

12款公債費は、償還元金10億1,817万円、償還利子3,834万円等あります。

次に特別会計予算になりますが、九つの特別会計予算総額は56億6,238万1千円で、前年度に比較して1,839万2千円の減、伸び率マイナス0.3%となりました。

議案第28号は、令和4年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は4億8,480万3千円で、前年度に比べ2,896万1千円の増となり、伸び率はプラス6.4%であります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が4億5,749万1千円で、全体の94.4%を占めております。

歳入財源は、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第29号は、令和4年度五戸町国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は20億7,765万1千円で、前年度に比べ9,127万8千円の減となり、伸び率はマイナス4.2%であります。

歳出では、保険給付費が14億7,857万9千円で、全体の71.2%を占め、そのほか国民健康保険事業費納付金が5億2,296万7千円で、構成比25.2%であります。

歳入財源は、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第30号は、令和4年度五戸町介護保険特別会計予算であります。

予算総額は24億1,800万4千円で、前年度に比べ6,858万5千円の増となり、伸び率はプラス2.9%であります。

歳出では、保険給付費が22億418万4千円で、全体の91.2%を占めております。

歳入財源は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第31号は、令和4年度五戸町下水道事業特別会計予算であります。

予算総額は3億4,755万8千円で、前年度に比べ3,634万円の減となり、伸び率はマイナス9.5%であります。

歳出の主なるものは、馬淵川流域下水道維持管理費負担金4,341万円、管路施設工事費2,040万円、馬淵川流域下水道事業費負担金2,562万円、流域下水道事業債、公共下水道事業債等の償還元金1億7,036万円及び同償還利子3,363万円等であります。

歳入財源は、使用料、一般会計繰入金及び町債等を充てるものであります。

議案第32号は、令和4年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計予算であります。

予算総額は1億4,645万4千円で、前年度に比べ509万1千円の増となり、伸び率はプラス3.6%であります。

歳出の主なるものは、処理施設維持管理業務委託料2,262万円、下水道事業債等の償還元金6,090万円及び同償還利子970万円等であります。

歳入財源は、使用料、一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第33号は、令和4年度浄化槽事業特別会計予算であります。

予算総額は4,934万3千円で、前年度に比べ831万7千円の増となり、伸び率はプラス20.3%であります。

歳出の主なるものは、浄化槽整備工事費3,348万円、浄化槽普及促進補助金340万円等であります。

歳入財源は、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等を充てるものであります。

議案第34号は、令和4年度五戸町簡易水道事業特別会計予算であります。

予算総額は9,471万7千円で、前年度に比べ879万6千円の増となり、伸び率はプラス10.2%であります。

歳出の主なるものは、水道施設等管理業務委託料2,904万円、水道施設維持管理修繕工事費1,470万円、簡易水道施設整備事業債等の償還元金1,864万円及び同償還利子214万円等あります。

歳入財源は、使用料及び手数料、一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第35号は、令和4年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算であります。

予算総額は1,539万8千円で、前年度に比べ1,110万9千円の減となり、伸び率はマイナス41.9%であります。

歳出の主なるものは、定住促進奨励金750万円、宅地擁壁整備工事補助金441万円等であり

ます。

歳入財源は、財産収入等を充てるものであります。

議案第36号は、令和4年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算であります。

予算総額は2,845万3千円で、前年度に比べ58万5千円の増となり、伸び率はプラス2.1%であります。

歳出の主なるものは、光ケーブル引込等工事費605万円、ケーブルテレビ放映番組制作委託料396万円等であります。

歳入財源は、負担金、利用料及び一般会計繰入金等を充てるものであります。

議案第37号は、令和4年度五戸町病院事業会計予算であります。

業務の予定量ですが、年間患者数の病院入院は3万2,850人とし、病院外来は6万8,040人、川内診療所外来及び倉石診療所外来については、令和2年4月から休診としているため、0人といたしました。また、健診センターの年間受診者数は、人間ドック1,245人、特定健康診査755人、定期健康診断1,370人及び生活習慣病予防健診1,100人といたしました。

以上により、収益的収入及び支出では、収入総額26億250万8千円に対し、支出総額27億8,816万1千円となり、1億8,565万3千円の収入不足となるものであります。

収入は、前年度に比べ6億6,866万8千円の増となり、伸び率はプラス34.6%であります。その内訳の主なもの、病院医業収益9,195万2千円及び病院医業外収益5億7,654万7千円の増によるものであります。

支出は、前年度に比べ5,846万7千円の増となり、伸び率はプラス2.1%であります。その増額の主なもの、病院医業費用6,239万8千円であります。

資本的収入及び支出では、収入総額3億2,874万2千円、支出総額5億9,410万4千円であります。

収入は、前年度に比べ6,763万6千円の減となり、伸び率はマイナス17.1%であります。その減額の主なもの、企業債6,390万円であります。

支出は、前年度に比べ9,227万5千円の減となり、伸び率はマイナス13.4%であります。その減額の主なもの、建設改良費8,410万1千円であります。

また、投資として長期貸付金2,940万円を計上しております。内訳として医師修学資金貸付金、継続8名と新規2名及び薬剤師修学資金貸付金、継続3名と新規2名であります。

その結果、収支差引不足額2億6,536万2千円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、病院分として前年度と同額の4億円と健診センター分8,500万円の合計で4億8,500万円となるものであります。また、残りの基準内繰入金は補正で対応したいと考えております。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

[町長 若宮佳一君 降壇]

---

○議長（三浦専治郎君） 追加日程1の第6「陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」及び追加日程1の第7「陳情第2号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の採択を求める陳情」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「陳情第1号」及び「陳情第2号」は、お手元に配付いたしております「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「陳情第1号」及び「陳情第2号」は「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

[陳情文書表 巻末掲載]

---

○議長（三浦専治郎君） お諮りいたします。

明9日は、議案調査等のため休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、明9日は休会とすることに決定しました。

---

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る3月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時14分 散会





議 事 日 程 第 2 号

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（尾形裕之議員、鈴木隆也議員、豊田孝夫議員の各議員）

○ 出席議員 15名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	和 田 智 也 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
1 0 番	大 沢 義 之 君	1 1 番	尾 形 裕 之 君
1 2 番	松 山 泰 治 君	1 3 番	川 村 浩 昭 君
1 4 番	古 田 陸 夫 君	1 5 番	中川原 賢 治 君
1 6 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舩 沢 実 君 主 査 川 内 剛 士 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 若 宮 佳 一 君 副 町 長 大久保 均 君  
総 務 課 長 石 田 博 信 君 総 合 政 策 課 長 手倉森 崇 君

総合政策課長 政策調整室長	小村隆幸君	財政課長	川村豊君
参事・税務課長 参事務取扱	竹洞晴生君	福祉課長	志村要君
介護支援課長	上山貴久君	健康増進課長	赤坂真弓君
住民課長	赤坂和浩君	農林課長	中村弘幸君
建設整備課長	小保内一典君	都市計画課長	高谷忠憲君
会計管理者	今川淳子君	参事・総合病院 事務局長事務取扱	松坂力君
教育委員会 教育長	澤田尚君	教育課長補佐	櫻井篤史君
農業委員会 会長	岩井壽美雄君	事務局次長	町屋剛君
代表監査委員	前田一馬君		

---

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（43） 巻末掲載〕

---

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に、尾形裕之議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

尾形裕之議員。

〔11番 尾形裕之君 登壇〕

○11番（尾形裕之君） 五戸の力を、五戸の力、世界へ未来へと発信し、一人一人の命輝く地宝自治体五戸を建設するために、先に通告いたしました1点について、一般質問をさせていただきます。

倉石温泉利活用事業者との契約締結において、既存民間浴場経営者との協議についてであります。

町が五戸町社会福祉協議会に浴場を設置する際、入浴料、運営について、民間浴場経営者と協議し、合意に至っております。

今回、町の負担で倉石温泉を改修するのであれば、再度、条件を提示し協議し、合意に至らなければならないのではないのでしょうか。

以上、1点、明快な御答弁をお願いいたします。

〔11番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。本日も一般質問、よろしく願いいたします。

それでは、尾形裕之議員の御質問にお答えいたします。

倉石温泉利活用事業者との契約締結における既存民間浴場経営者との協議について。

町が五戸町社会福祉協議会に浴場を設置する際に、入浴料について、民間浴場経営者と協

議し、合意に至っている。今回町の負担で倉石温泉を改修するのであれば、再度、条件を提示し協議し、合意に至らなければならないのではないかについての御質問にお答えいたします。

町では、倉石温泉運営事業検討委員会の運営事業廃止もやむを得ないとの報告を尊重し、町が運営主体となって温泉事業に取り組むことは、令和2年度末をもって終わりにすることとしましたが、倉石地区連合自治会からの請願書に付された600世帯余りの署名数の重さを鑑み、地域住民による任意団体や民間事業者等の新たな提案により、自らの力で温泉事業を運営してみたいという熱意とその計画が認められた場合には、一度限りであるが、今回故障したボイラー並びにボイラー周りの配管工事など、営業に必要最低限の施設設備の改修が行えるよう議会に諮るものとする回答をしております。

なお、公募に当たり、五戸町温泉施設活用事業者募集要綱を定め、その募集要綱において、応募資格、貸付条件及び提出書類を示し、提出された企画内容について説明をいただいております。

その企画内容等として重要である温泉等の経営に係る入浴料、営業日等の収支計画及び施設の利活用計画については、町から条件を付することなく、あくまでも事業者が企画した提案を説明していただき、その内容を審査し、契約締結交渉事業者を選定いたしました。その選定内容については、2月18日開催の議員全員協議会において皆様に御説明したとおりであります。

御質問の、五戸町社会福祉センターに浴場を設置する際に、民間浴場経営者と平成2年11月に開催した社会福祉センター浴場運営に係る五戸町公衆浴場組合との協議については、五戸町が事業主体となり、町社会福祉センター設置に伴い公衆浴場法に規定する浴場営業許可を申請し、平成2年8月に県知事から許可されたことにより、協議が実施されたものと推測されるものでございます。

今回の倉石温泉に係る公衆浴場法に規定する営業許可については、温泉運営事業者が自ら許可申請するものであり、今後、町が運営等に関わることはないものでありますが、必要とあらば、既存民間浴場経営者と協議されていくものと考えております。

また、倉石温泉については、現在は営業を休止している状態となっておりますが、営業再開に向け、町の施設であるため、一度に限り修繕等を行い施設を貸付けし、契約締結交渉事業者と協議を進め、温泉運営の再開に向けていくものであります。

今後の公衆浴場の在り方については、町内の民間公衆浴場衰退を防ぎ、町民の憩いの場、

交流の場を提供していただくために重要なものと認識していることから、公衆浴場運営費補助金及び公衆浴場施設整備事業費補助金の補助金交付要綱の改正を行い、令和4年度当初予算に補助金を計上していますので、状況に応じ活用していただき、継続して公衆浴場運営を進めていただきたいと思います。

また、補助額については、物価の上昇や社会情勢の動向について注視しながら、状況に応じ協議してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

今後は、地域住民から温泉施設を利用していただき、地域の施設を核としたまちづくりを展開していただくことを期待したいと思います。

以上でございます。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 尾形裕之議員。

○11番（尾形裕之君） 大変結構な答弁、ありがとうございました。

今の定例会において、設計書が、倉石温泉ですね、改修費が600万ほど上がっています。そうしますと、10%と見込んでも6,000万以上はかかるんだろうと、そう思います。その際、民間業者はどれぐらいの補助金をいただけるものだろうか、その辺も公表していただきたいと思うんですよ。

政策は、やはり1つの手を打てば、一人が潰れるような政策であってはならないと思います。町長は聡明ですからお分かりだと思いますが、どちらもウィン・ウィンでなければならないと。片方がよくて片方が駄目だと希望がなくなってしまいます。

何でも合意合意で物事は進んでいかなければなりません。プーチンがベラルーシの首都ミンスク、ミンスクというのは、2015年に合意したのを破って攻めてきて、世界を失望に追い込んでいます。町長もお分かりだと思いますが、ついこの間、町長も裏切られて悔しい思いをしたと思います。その点を十分にお考えいただいて、皆さんのウィン・ウィンになるような格好で進めていただきたいと思います。

ちなみに、大体どれぐらいの予定になるんでしょうか、金額は。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 工事の事業費でありますけれども、概算で、本当に概略的な計算であって、委託料が600万円当初予算で計上しています。この600万というのは、国土交通省で発行しております積算基準に基づいて、各施設の、温泉活用であれば、これぐらいの修繕

にはこのくらいの委託料がかかりますというのを参考に出したものでありまして、正規にまだ見積り等を取ったわけではありません。尾形議員さんがおっしゃるとおり、大体6,000万から7,000万ぐらい行くだらうとは想定しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 尾形裕之議員。

○11番（尾形裕之君） ありがとうございます。

民間業者にどれぐらい保障していただけるのか。例えば、ボイラーを1回入れてしまったなら、どちらも壊れたらボイラーを出してあげるとか、最低でも。いつも社会福祉センターのボイラーが壊れるたびに直してあげる。町の物ですから当然でしょうけれども、そうすると民間は、やっぱりすぐ不快感を感じるんですよ。信頼をもう一回取り戻すためにも、その点をよくお考えいただきたいなど。

再度お伺いします。ボイラーは、最低でも1回は、壊れたら直してあげるぐらいのものは、交換していただけるものは、最低でもやっていただけるのでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） その件につきましては、今のところ全然考えておりません、はっきり言って。

ただ、施設の改修費等には、新年度予算には100万ほど計上しておりますので、それを利用していただいて、町長の答弁にありましたとおり、また民間浴場経営者とは、いろいろと問題があれば協議していくということにしておりますので、門を閉ざしたわけではないと思っております。

ただ、ボイラーが壊れたから、じゃ、幾ら出すとか、そういうのは今のところ全然頭にありませんでした。

○議長（三浦専治郎君） 尾形裕之議員。

○11番（尾形裕之君） 十分にお考えいただいて、私の概算では、少なくとも6,000万かかったんだったら、民間業者2社あるんですから、3,000万ずつ補助するぐらいの腹づもりでいていただきたいなと思います。

また何かありましたら、この席に立って一般質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（三浦専治郎君） 次に、鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔6番 鈴木隆也君 登壇〕

○6番（鈴木隆也君） おはようございます。議席番号6番、鈴木隆也でございます。

議長のお許しを得ましたので、先に通告いたしました一般質問を行いたいと思います。

質問に入ります前に、私も多くの皆様と同じように、決して武力による侵略は許されるものではないと強く思うところでございます。ウクライナの国民の皆様にも一日も早い平穏な日々が戻ることを心から願うところでございます。また、日本国政府におかれましては、国際社会と協調し、適切な対応を取られることを強く望むところでございます。

それでは、質問に入ります。

1点目は、森林環境譲与税の用途及び町有林の整備と管理についてであります。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされております。

また、森林環境譲与税は令和元年度から交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、市町村や都道府県に対して、私有林人工面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されております。

そこで、次のことを伺います。

1つ目として、当町に対するこれまでの年間の森林環境譲与税額とその用途はどのようになっているのでしょうか。

次に、2つ目として、森林環境譲与税を活用し計画的な町有林の整備と管理を行い、町有林の付加価値を高めることができると考えております。

例えば、どのような林齢の樹種がどこにどれだけあるかデータベース化し、その上で、適切な枝打ちや間伐などによる品質確保や、そうして生産された高品質の五戸産材を各方面へPRすることができると思われれます。

今後の森林環境譲与税の用途をどのようにお考えでしょうか。

次に、大きな質問の2つ目として、五戸総合病院の経営改善について質問いたします。

五戸総合病院は、地域に根差した重要な医療施設であることは今さら言うまでもありません。



んが、毎年、多額の一般会計からの繰入金で充当され、五戸町の財政を厳しくしている一因であると思っております。

近年では、平成30年度の基準内繰入金が6億8,800万円余り、基準外繰入金がゼロ円という比較的少ない年があったものの、直近の令和2年度では新型コロナウイルス感染症拡大による診療控えや、看護師の不足による病床数の削減なども影響し、基準内繰入金が7億1,200万円余り、基準外繰入金が3億7,500万円ちょうどで、合計10億8,700万円余りに上っております。

そこで、次のことをお伺いいたします。

1つ目として、令和元年9月、厚生労働省が五戸総合病院を含めた青森県内10の公立病院について、診療実績が少ないなどを理由に、再編や統合などの議論が必要だとして病院名を公表いたしました。

報道では、「青森県が設けた医療機関や自治体などで行う地域医療構想調整会議で、対象となる病院の統合や再編について議論が進められ、令和2年9月末までに結論が出される見通し」と報じられておりました。その後の進展や現状はどのようになっているのでしょうか。

次に、2つ目として、青森県野辺地町に所在する公立野辺地病院が、外部の識者を経営面のトップである「病院事業管理者」に就け経営改善を進め、初年度である令和2年度に4年ぶりの黒字になったことは、私は驚くべき出来事であると感じております。

また、先般の報道では、十和田市立中央病院でも第三者の目線を取り入れ、経営改善を図る取組が進められているとのことでした。

五戸総合病院においても、これらの取組から学び、第三者の目線を取り入れた経営改善をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点、質問いたします。

〔6番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 鈴木隆也議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目ですが、森林環境譲与税の用途及び町有林の整備と管理についての1点目の、当町に対するこれまでの年間の森林環境譲与税額とその用途はについてであります。令和元年度は、譲与税額は947万4,000円で、用途については全額基金に積立てしております。

令和2年度は、譲与税額は2,013万4,000円で、用途については森林G I S 林地台帳保守業

務委託、町有林造林業務委託、町有林管理道刈り払い作業委託、造林事業下刈り作業委託、五戸町森林整備事業費補助金などを行い、事業費の合計は443万3,310円、譲与税額の残額1,570万690円については基金へ積立てしております。

令和3年度の譲与税額は1,924万円で、使途については森林経営管理意向調査準備業務委託、町有林管理道刈り払い作業委託、造林事業下刈り作業委託、森林業務作業車購入、五戸町森林整備事業費補助金などを行っております。年度中で事業費が確定しておりませんが、現在のところ、事業費の合計は約786万円、譲与税額の残額は約1,138万円となっており、基金へ積立てする予定です。基金の合計は、令和3年末で約3,655万円の予定です。

2点目の今後の森林環境譲与税の使途をどのようにお考えかについてであります。町内の経営管理が行われていない森林について、森林所有者に対し森林経営に関する意向調査を行い、森林経営管理制度を進め、森林整備を推進し、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、町有林の管理もこれまで同様に適切に管理していきたいと考えております。

次に、2項目の五戸総合病院の経営改善について、まず1点目の、令和元年9月の報道に関して現状はどうなっているかについてお答えいたします。

令和元年9月の時点では、御質問のとおり、五戸総合病院は再編や統合などの議論が必要な病院と報道されましたが、同年10月から開催された全国7ブロックによる国の説明会等では、「必ずしも統合・廃止の判断を求めるものではなく、地域の実情に関する知見等も補いながら、地域医療構想調整会議での議論が活性化することが狙いです」と改めて説明されています。

また、県においても、「青森県の医療体制を考えた場合、特に町村部においては公立の医療機関が地域の医療を支えているといった実態を踏まえ、地域医療構想調整会議等で丁寧に議論していきます」という見解を示しています。

この青森県地域医療構想調整会議は、毎年1回か2回開催されておまして、この会議では、地域の医療提供体制や将来の目指すべき姿について協議を行っております。

今年度におきましては、10月29日に書面開催されており、その中で地域の医療構想に対する県の対応は、「国の動向を注視しながら、また、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等の感染拡大した際の医療提供体制への影響にも留意しつつ、引き続き、地域医療構想の実現に向け、調整会議で議論を進めていくこととする。具体的対応方針の再検証については、対象病院から示された方針に基づき、今後、国から示される工程を踏まえ、必要に応じ

見直し、協議をしていく」とのことであり、現在、再編や統合などについての結論には至っておりません。

したがって、今後においても、国の地域医療に対する方向性を見極め、県が実施しています地域医療構想調整会議の中で、五戸地域における基幹的医療機関であります五戸総合病院の存続意義を丁寧に説明してまいります。

次に、2点目の、五戸総合病院においても第三者の目線を取り入れた経営改善を進めるべきと思うがいかがかについての御質問にお答えいたします。

五戸総合病院の経営については、これまでも様々な改革に取り組んできたところでありますが、なかなか理想とするところまでに至っていないのが現状であります。特に昨年度は、医師不足や看護師を含めたコメディカル不足、人口減少による患者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響など、様々な要因により経営が非常に厳しい状況となりました。

新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復はいつになるのか分からない状態ではありますが、総合病院では来年度において、御質問にありました公立野辺地病院や十和田市立中央病院などの取組を参考にさせていただき、総合病院の経営及び組織の課題に対し、中長期的な視点から提言及び指導を行うことを目的として、外部有識者の提言を取り入れるため、五戸総合病院経営改革検討委員会を設置、開催し、経営改革を図っていく予定であります。

以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 若宮町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追いまして再質問させていただきます。

森林環境譲与税のこれまでの年間の当町に対する譲与額でございますが、令和元年度に1,000万円弱、900万円程度、その後、令和2年度、令和3年度には、およそ2,000万円譲与税が配付されております。

この譲与税の今後の当町に対する額の見通し、どのようになっているかお示ししていただきたいと存じます。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） 鈴木議員の今の御質問にお答えします。

国の予算枠での金額になりますけれども、令和3年度には国の予算枠で400億となっております。

りました。それで令和4年度は500億、令和5年度500億、100億ほど上がっております。配分は、民有林の面積、あと施業者の人数、あと人口割とかありますので、100億ほど増えていますので、配分の割当てもそれなりに増えるものと思っております。金額まではまだ示されていないので詳しいのは分かりませんが、増える見込みだとは思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 森林環境譲与税を納める納税者を、国のほうは6,200万人と推計しており、恐らく令和6年以降であれば、今、中村農林課長がおっしゃったように、国の予算として600億円余りの金額が元の財源となって各都道府県、各市町村に案分されて配付するものと。それから考えますと、恐らく2,000万円よりは多くの金額が五戸町にも譲与されるのかなと考えております。

これは決して少なくない額だと考えておりますが、ただ、適切に使わなければ、本当の意味での、まず、これだけ森林の面積がございますので、CO<sub>2</sub>削減、温暖化を防ぐ取組には結びついていかないものと私は考えております。

そこで、町長もおっしゃいました、これまでのまず森林環境譲与税の使い道として、森林の整備にこれまで充てられてきているということでもございました。例えば、間伐であったり、下刈りであったり、作業道の整備であったり、また、植林、造林の補助に充てられていると。

これらに対しても、今の森林の、林業を取り巻く状況を見ますと、間伐して、それを業者さんに運んでもらって、その材を売る。その材を売ったものと、間伐して運んだ経費、それがもうとんとんになってしまって、植林するということまでお金が捻出できないと、そういう木材の安い状況にある中で、植林に対する譲与税を補助として与える。

これはこれでいいのかもしれませんが、本来であれば、木材の値段が適正な価格まで上がらなければ、森林をもって林業として商売している皆さんは面白くないわけでありませぬ。

五戸町には多くの森林がございます。町長は、五戸町が産出する木材、これの品質であったり有効性、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員の五戸町が所有する町有林プラス、あと民有の人工林の存在意義というのは、すごく貴重なものだと思います。現在も木材ショックといいますが、日本産の値段もかなり高くなっているということでもございますし、今、世界を見ても、輸入

物というか、世界の状態もあのような戦争状態で、いろんところで貿易の制限がかかってくるというようなところでございますし、ということは、外材だからと決して安くはないと。外材こそ高くなるというような時を迎えているというときに、現在ある五戸町が所有している材というものですが、本当に貴重なものだと思います。有効に、特に町有林ないし民有の管理が行き届いていないような場所もたくさんあるかと思っています。そういう中にも貴重な材というものが眠っていると思いますし、この財源を利用してそういうような調査をしながら、持ち主の意向調査、あと持ち主が分からないようなところの調査とかも行って行って、計画的に五戸の材を市場のほうに向けていけるような計画を立てていければいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） さすが若宮町長だなと思います。

そのとおりでありまして、昨年新型コロナウイルス感染症拡大によるサプライチェーンの疲弊、破綻、逼迫による木材の高騰、ウッドショックと呼ばれるものですが、いまだにまだその影響が続いております。また、冒頭、私壇上で申しましたが、ロシアの侵略による経済制裁でロシアからの針葉樹の輸入が滞るのではないかと、そういうことで、輸入の木材価格という物は大変不安定であり、高騰し始めております。

そういった考えからしても、五戸町が有する木材というものは大変有用であるんですが、さらに、先日、五戸町内の建築業を営まれる方のお話、また、その建築業を営まれる方と共に仕事をされている建築家の先生のお話を聞く機会がございました。

五戸町にある木材というものは、大変無垢の材としてもすばらしい木材が多いそうでございます。杉であれば秋田杉に代表される裏杉が日本全国の中でも大変有名ではございますが、その秋田杉以上に目が細かくて心材、芯に持っているところ、ちょっと黒ずんでいるところがサーモンピンクのような淡いピンクをして大変きれいだと。また、松ですね、南部アカマツ、マツノザイセンチュウによる松枯れ病で日本各地、特に南のほうから松の材というものがどんどんなくなってきて、伝統文化、日本の伝統ある建物を造るときに、この辺の五戸町、岩手県北以上のアカマツが大変重要な材であると。

それに併せてまた、針葉樹である、土台等に使われる栗の木、そういうものがある一定の材齢50年上、もしかしたら100年物の木が至るところにあるんだよと。以前、私、一般質問でフォトリゲイニングのことに触れたときに、町内にある観光資源、我々が住まう人間は見

えていないものが、ほかの人たち、またそれを専門とする方々にしてみれば大変すばらしい有用なものがあるのに、我々は気づいていないのかもしれないと強く思ったところであります。

それで、その森林環境譲与税というものが譲与され始めておりますが、まずは町有林から、どこにどういう立派な材料があるのか、そういった民間の方々の意見を取り入れて、関係部局の皆様が勉強して、また、それをデータベース化する。ドローン等によるリモートセンシング技術というものも大変向上しているそうでございます。山を歩いて、1本1本その木を調査するのではなく、そういうリモートセンシングの技術を取り入れながら、まずは私有林ではなく町有林からしっかりと、どこにどういうものがあるか考えることが必要だと思いますが、農林課長、いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えします。

森林GISというシステムのほうには、樹齢、樹高、所有者等様々な情報が入っております。それらを有効に活用して、今、鈴木議員がおっしゃったとおり調査等を進めて、その辺も勉強しながらやっていければと思いますので、順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 前向きな御返答ありがとうございました。

熱意を持って五戸町の材を使いたいという町内の建築業者さん、多くいらっしゃると思います。ぜひそういう方々の熱意を取り入れて、行政が中心となって、林業業者と森林を持つ民間の方々、それにまつわる人たちの中心となって機能することが私は大事だと考えております。

少し話は変わりますが、今年の1月4日、五戸町表彰式及び年賀交歓会が開かれました。残念ながら町長におかれましては、不幸事がございますして御臨席賜らなかったわけでございますが、その懇親会の中で、前衆議院議員議長であります大島理森さんが、わざわざおいでになってくださりまして、お祝いのお言葉をいただきました。その中で、すごく私身にしてみても感慨深く拝聴したことがございます。

それは、このバッジにもありますSDGsの取組方でございます。持続可能な開発目標、17の開発目標を掲げてそれぞれの施策に取り組む、各自治体にも要求されていることでありますし、我々国民一人一人に要求されていることでございます。ただ、そのSDGsの取組

が、本当に実があるものなのか、大島理森元衆議院議長は危惧されているようでございました。ぜひ五戸町におかれては、そのSDGsに真剣に取り組む自治体として、ほかの自治体と差別化を図ったら、魅力ある五戸町ができるのではないかと提言していただきました。

この森林環境を守るということは、まさにこのSDGs、持続可能な開発目標の多くの分野を賄うことで、今、傷みがないものになかなか取り組めない。つまり、森林があっても、荒れているな、もう少し手入れしたらいいのになと思っても、なかなかそこにお金を充当したり労力を使うことができない。我々の家庭であれば、ごみの分別、プラごみ、紙ごみ、それらをしっかりと分別すれば環境のためにいいだろうと思いつつも、可燃ごみとして1つの袋に入れてしまうことが多々あります。

令和元年、森林環境譲与税が始まりました。そして令和6年度から、私たちも含め、1,000円ずつ森林環境税を納めなければなりません。これは、1人年額1,000円というのも大切な血税でございます。自動的に五戸町にも助成されるものでございますが、その重みをしっかりと考えた上で、森林環境譲与税の使い道、その先にある50年後、100年後、持続可能な五戸町を創設するために、しっかりとした理念を持って譲与税の使い方、考えていかなければならないときだと思えます。町長、いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員御指摘のとおりでございまして、もう令和6年度から1人当たり、納税義務者に対して年額1,000円ということで、市町村が徴収しなければならないということになりまして、もちろん徴収するからには、使い道には責任を持たなければならないということでございます。

あと4年度、5年度と2か年ありますが、その2か年のうちに、きちっと計画的な、未来へつながっていく、環境問題ですと森林を守るというそのSDGsの考え方に乗かって、計画的な森林の管理運営の方法を確立していかなければならないなと思えます。

所有者が分からない土地とか様々いっぱいあるみたいですが、まずは町有林から計画的に、50年後の孫の時代にちゃんとその材が残っているような、そしてまた、50年後の孫たちがまたその森林の材を地産地消といいますか、地元で消費できるような、そのような仕組みも考えながら計画していきたいなと思えます。よろしくお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 私言い忘れかもしれませんが、五戸町は、五戸大工とって、今さら言うまでもありませんけれども、大変有能な大工さんたちがたくさんいた伝統ある五戸町でござ

ざいます。そうしたしっかりとした品質の材をつくり出しながら、そして、その林業に携わる木こりの方々、そしてそれを製品としてお客様に届ける五戸大工の皆様、その1つの輪となった産業が作り上げていくものだとは私は考えておりますので、ぜひこの森林環境譲与税、しっかりとした使い道を示していただいで運用していただくよう、よろしくお願ひいたしたいと存じます。

次に、五戸総合病院の経営改善についてであります。

1つ目ですが、令和元年9月の報道でした。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大が令和2年のたしか1月からそのぐらい、2月ぐらいから騒がれ始めたとは記憶しておりますが、その少し前に、このように国のほうから五戸町にある五戸総合病院、何とかしないと統廃合しちゃいますよというように受け止められる報道がなされたことについて、若宮町長は率直にどのように思いましたか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、令和元年9月26日の新聞報道だったと、日にちまではっきり覚えておりますが、その公表された時点では、本当に憤りをちょっと感じたような次第でございます。地元の実情も把握しないで、厚生労働省の役人がその数字だけをデータにして机の上ではじき出した病院の中に五戸の病院が入っていたということでございますので、全国の首長さんたちも、あその後、自治体病院を持っている首長さんたちの会議もありましたけれども、全員が憤りの気持ちを持っていたと思います。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 私まさにもそのとおり、憤りしかない国の示し方だったなといまだに強く憤っているところでございますが、その後、考え方を少し軟化させたというか、柔らかい物腰になったように伝わってきております。

ただ、この統廃合ということを見聞きますと、やはり五戸高校のことを思い出してしまうんですよ。93年の長い歴史に今年の春3月、残念ながら幕を下ろしてしまったわけですが、県のほうからその統廃合の計画を言い渡されたときに、若宮町長も当時議員の1人でございました。私も一緒になって、議会が一致団結して、私立であったり、町立であったり、いろいろな議論をしたことをついこの前のように感じております。一生懸命動いたんですが、やはり県の決定は揺るがないものだったと。

一生懸命動いている中で私は、なぜもう少し早くから五戸高校の存続のことを真剣に考え



てこられなかったのか。少なくとも10年前、もしかしたらちょっとずつ生徒数が減ってくる20年前、その頃から五戸高校を絶対守るといふ強い意気込みで行政も、我々議会も、町民の皆様を巻き込んで考えなければならなかったんだらうかと私は考えておりますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、鈴木議員、五戸高校のことでお話しされましたが、私も同じ気持ちです。本当に、もう過ぎてしまってどうにもならないようなところがあるんですが、もし時間が戻れるのであれば戻って、様々な活動をしてみたいと思いますし、そういうふうに五戸の病院も、県のほうから押しつけられないように準備はしているところです。

この病院の件に関しては、町村会のほうでも、強制的に決めないでほしいというような要望書といいますか、お願いの文書を知事宛てに出しております。

やはり病院というのは、やっぱり採算が取れなくても存続しなきゃならないところは存続しなきゃならないと思います。ただ、今議論になっている、どれくらい採算取れなくても我慢できるんだということが、この五戸町の問題でありまして、もうかるところだけの診察でというわけにいかないんですよね。やはり採算が取れなくても救急医療は必要かもしれませんし、小児の医療とか産科も必要かもしれないというようなところは、確実に残していかなければならないと思いますし、その辺のところの事情、各地域の事情もくみしていただいて、県の医療調整会議のほうで判断していただく。

でも、基本的には、今三八の枠組みの中に五戸の病院があるものですから、三八の枠組みの中で議論されていくのが一番健全な形ではないかなと思っておりますので。五戸高校の話にまたちょっと戻りますが、勝手に押しつけられるようなことはないかと思っておりましたけれども、油断をしてはならないということだと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 幸か不幸か、語弊があるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症拡大によって、五戸総合病院のように地域にある医療の施設というものの重要性というのが改めて認識されたものでございます。ただ、これは新型コロナウイルス感染症が一段落して、また10年、20年したら、もしかしたらまた統廃合しなさいという、町長がおっしゃるように言われるかもしれない。我々はもう同じ轍を踏むわけにはいかないと強く考えております。

そこで、第三者の視点から、目を取り入れた病院の経営改善というものを進めるべきだと考えておりましたが、町長におかれましては、来年度早速そのように、野辺地病院であったり、十和田の病院で第三者の目を取り入れて進めていることに学んで、そういう委員会を立ち上げるということで、大変前向きなお考えであることをうれしく思っております。

その野辺地病院の黒字に関してですが、これは昨年11月に報道がなされたことで、私は本当に驚いておりました。この野辺地病院に関しては、経営面のトップである病院事業管理者に元の県健康福祉部長、一戸さんという方ですが、この方が就いたと。それによって経営の改善・改革を進めたということでございます。

病院事業管理者にこの一戸さんが就くということは、私調べてきましたけれども、この野辺地病院については、地方公営企業法によります全部適用ということで病院事業というものを進めております。

地方公営企業法では、地方公共団体の経営する企業の組織、財務、従事する職員の身分などについて定めた法律が地方公営企業法であると。これまで多くの自治体病院は、財務規定のみを適用している一部適用を選択しているが、昨今は、組織や人事など全ての規定を適用する全部適用に移行する病院が増えているという、全国的に見てもそのようになっていることとございます。

全部適用にすると何がいいのか。例えば経営責任、一部適用であれば、その経営責任というものが不明確である。全部適用であれば事業管理者に責任がある。組織・体制に関する権限も、一部適用であれば、現状の五戸総合病院は若宮町長であります。全部適用にした場合、事業管理者になると。全部適用にすることで、まずは病院の経営の改善につながる一丁目一番地だと私は考えておりますが、五戸総合病院は、この地方公営企業法によるところの一部適用なのか、全部適用なのか、どちらでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 松坂病院事務局長。

○参事・総合病院事務局長事務取扱（松坂 力君） ただいまの御質問にお答えいたします。

五戸総合病院は全部適用か、一部適用かということですが、現在のところ一部適用、財務の部分だけの適用ということで事業を進めております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 五戸総合病院のホームページを見るしか私、前のことを調べるすべを持たなかったのでもちょっと調べてみたんですが、大分前から全部適用に向けた取組をしてい

るはずにもかかわらず、まだ一部適用のままです。これであれば、病院経営の改善というのは、思うように進まないと考えておりますけれども、なぜいまだに一部適用なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 松坂病院事務局長。

○参事・総合病院事務局長事務取扱（松坂 力君） ただいまの御質問にお答えいたします。

大分前から、御質問にあったとおり全部適用、これに移行してはどうかということで議論はしておりますが、なかなかメリット・デメリット、いろいろなものを考えたときに、人材、いろいろなものも含めまして、なかなか移行、どんな形でいつできるのかということの結論に至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 分かりました。

野辺地病院は全部適用にして、経営面のトップを知識のしっかりとある方に代えて改善を図って黒字化が達成されたということで。またちょっと違って、十和田中央病院の例ですけども、これは今年の2月19日のデーリー東北の新聞にあったものを、私、大変面白い取組だなと思って切り抜いておきました。

職場環境の改善や職員の意識の啓発、単純に何かの経費を削減して経営改善をするんじゃなくて、経営改善に最終的に必要なのは、職員の意識改革であると。課題を吸い上げて共有すれば、職員のモチベーションの向上につながるはずだと。この経営コンサルティングを行っている代表の番場さんが紙面でおっしゃっております。また、トップが収入を伸ばそうと言っても、下がその前にやることがあると思っていれば、白けると。

恐らく病院でも、ドクターであったり、コメディカルであったり、医療事務に就く方々、それぞれいろんな方々がいろんな場で議論を重ねて、よりよい職場環境をつくろうとお話、会議されているのは当然でしょう。ただ、内輪だけで話をしてしまえば、上司に、例えば、そのチームのリーダーに、これが悪いからこれを直してくれと簡単には言えないのが普通だと思います。であるからこそ、こうやって経営コンサルティングの方々に内部に入っていて、取るに足りないと言ったら失礼ですけども、本当に小さなことから少しずつ、病院の中では、今までこれは当たり前だったよと言っても、外部の方々が見たら、それはおかしいでしょうということから変えていかないと私は思うところであります。

また、こうやって経営コンサルティングに就く第三者の目のほかに、やはり利用者の目、

利用者の考え方をしっかり取り入れて改善していくことも私は大事だなと考えております。

私、おかげさまで健康な体なのでなかなか病院に行くことはありませんけれども、何かあるときには五戸総合病院を使ったり、また、どういう環境にあるのかなというふうな形でたまたま足を運んでおります。

その中で、やはり前から出ていますように、この新型コロナの感染で北側の玄関が医療者しか使えない玄関になってしまって、患者さん、利用者は南側の玄関しか使えない。これは大変不便な現状にあります。来年度、この不便さを改善する何か取組、お考えでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 松坂病院事務局長。

○参事・総合病院事務局長事務取扱（松坂 力君） ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでは、正面、南側の玄関と北側の玄関、両方から出入りできる状態でおりましたが、やはりこの新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、患者さんと、それから職員等なるべく交わりといたしますか、接するのを防ごうという考えで、一般の方は正面、そして職員が北側というふうに分けての出入りという考えでこのような状態に至った次第であります。

それで、やはり正面玄関だけだと不便だということでございまして、それは恐らく駐車場から玄関までが遠いとか、何といたしますか、階段とかも結構遠い、ぐるっと回って入らなければならない、そういうところもあるかと思ひまして、現在、病院のほうでは、歩道、それから階段など、駐車場からできるだけスムーズに正面の玄関まで向かえるような状況にできないかということで、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） まずはそのハードのところを変える前に、私はあの階段を上る行為が、高齢者の方々とか、例えば入院されている方に布団であったり何かを持っていったりするときに、大きな荷物、例えば子供をベビーカーに乗せて押していく人たち、階段を上るその行為がすごく大変なんです。あそこに、荷物を持つことを介添えしてくれるスタッフを1人置いても、私全然違ってくると思ひますし、我々はあそこに行けば階段があるということは分かっていますけれども、初めて来た方々は、駐車場に止めても、あそこに階段があると分からずに、大きく車道を回って、歩道のないところを歩いていくことにつながったりします。

ですので、そういう誘導員、今ロータリーのところに1人いらっしゃいますけれども、そうやって誘導員を配置するというのも一つの手じゃないかなと思ひます。

時間がなくなりました。

若宮町長におかれましては、五戸町が大好きだと。帰っておいで五戸町へと常々おっしゃっています。しかしながら、帰ってきて、この大きな財政負担をもたらす五戸町病院の経営改善がなされないというのは、胸を張って帰っておいでと言えない。町長の思いをよろしくお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 五戸に帰っておいでと言って、病気になって診てもらえる病院もないとなると、本当に困ったもんだなと思っていますけれども、私の五戸病院に対する考え方というのを少し紹介させていただきますが、先の五戸高校閉校になったという話で、本当に残念な話もありましたが、幼稚園があつて、保育園があつて、小学校、中学校が充実している。五戸高校まであったと、なくなりましたが。そして理学療法士、作業療法士の4年制の専門学校が五戸町、小っちゃな町にある。また、その上に、五戸総合病院というのがありまして、病院というのはお医者さんたちが経営する、本当に、理科系で行くとお医者さんというのは最高学府の方々でございますので、教育の町の五戸のこのシンボリックな存在意義にもなっている病院だと思っています。

また、産業面から見ますと、お医者さんだけでなく、様々な業者の方々が病院の中で生活したり、医療提供する中において、様々な産業を生み出して生活を送られているというような、産業的な目線から行っても、すごく大事な施設なんだろうなと思っています。

ですから、それを持続的に経営するために、来年度、提案理由の説明のときにも説明させてもらいましたけれども、総務省の事業を使って、地方公共団体、公営企業関係の経営財務マネジメント強化事業というのに乗かって、先ほど答弁させていただいた経営改善委員会を立ち上げて、一部適用のままでいいのか、全部適用にして、もう民間の病院みたいにきちっとした経営感覚を持ったような体質にしたほうがいいのかとか、それをどの辺のタイミングでシフトしていくのかとか、様々な議論をして、中長期的な五戸病院の経営スタイルを維持していきたいなと思っていましたので、議員の皆様にはその都度、何か変更点がありましたら御報告しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） では、鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） 御答弁ありがとうございます。

また、議長におかれましては、持ち時間を過ぎてからの発言のお許しいただきまして、誠にありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦專治郎君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時08分 開議

○議長（三浦專治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦專治郎君） 次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔8番 豊田孝夫君 登壇〕

○8番（豊田孝夫君） 議席番号8番、豊田孝夫でございます。

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルスでございますが、東京圏は少し落ち着いてきたのかなという感じですが、全国ではそれでも6万人を超える感染者が出ています。また、青森県の感染者がなかなか減少せずに推移していることは、憂慮に堪えません。昨日も500人を超える方が感染しております。3回目のコロナワクチン接種が順調に進み、予防効果が早く現れ、日常生活が送れることを願っております。

しかしながら、ここに来て別の心配事が発生いたしました。ロシアによるウクライナ侵攻という暴挙に世界平和が脅かされています。一刻も早く停戦を強く望むものです。戦禍に遭われ亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、他国に避難をせざるを得ない方々にお見舞い申し上げます。平和で平穏な日々が早く訪れることを祈念申し上げます。

また、忘れてならないのが東日本大震災です。明日11日で11年目を迎えます。復興も進んでおりますが、まだまだ完全ではございません。いまだに帰れない方々がたくさんいらっしゃいます。

さて、前置きは以上にいたしまして、質問に入ります。

質問は2件あります。

1件目は、各種行政手続の簡素化についてであります。

先般、転出・転入のワンストップ化が全員協議会において説明がなされましたが、さらに進めて窓口での各種申請を「書かない窓口」「書く必要のない窓口」化を進めてはいかがで

ございましょうか。高齢者が住みやすい環境整備にもつながることと思います。本人確認をしっかりと行うことにより可能かと思います。については次の項目についてお答え願いたいと思います。

1点目、マイナンバーカードの交付申請は平成28年から始まりましたが、これまでの普及率について、当町における普及率は何パーセントか。また、年齢別での普及率はいかがでしょう。

2点目は、本人確認の手段として、また、各種手続のデジタル化においても、マイナンバーカードで行うことが効果的と思いますが、窓口のデジタル化についてのお考えはいかがでしょう。

3点目、高齢者が窓口で各種申請を行うとき、何が障壁になるかといえば、各種申請書類の記入に手間取るとのこと。これらの障壁を取り除くべく、口頭によって窓口担当者に伝え、申請書類を受領する方式を取り入れてはいかがでしょうか。

4点目、口頭による窓口申請手続を取り入れている自治体がありますが、実施済みの自治体を参考にする考えはありますでしょうか。

続いて、2件目ですが、令和4年度の水田農業の動向についてであります。

昨年の米価下落に伴い、生産者の意欲が減退し、作付の減少が懸念されています。令和4年度の水田農業に係る営農計画と、今後予測される事項について、次の項目についてお答え願いたいと思います。

1点目、令和4年度の当町における生産数量目標はかがでありましたでしょうか。また、令和2年度、令和3年度と比較して、数量の変化についてはどのようなようでありましたでしょうか。

2点目、作付されない水田は荒廃化が進むと考えられますが、その面積について、令和2年度、3年度と比較して増減はかがでしょうか。

3点目、稲作に取り組む農家の動向についてはいかがでしょうか。稲作農家の増減を直近5年間で比較していかがでしょうか。どのような変化が表れていますでしょうか。

4点目、情報によりますと、2022年度から水田活用の直接支払交付金が見直されることとありますが、どのような変更があるかどうか。また、それにより懸念される事情が発生すると思うが、それについてはいかがでしょうか。

以上、2件、8項目に及びますが、御答弁のほどをよろしく願いいたします。

〔8番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 豊田孝夫議員の御質問にお答えいたします。

まず1項目の各種行政手続の簡素化についての質問の1点目、マイナンバーカードの交付申請は平成28年から始まったが、これまでの当町における普及率は何パーセントか。また、年齢別での普及率はいかがかの御質問にお答えします。

平成28年から国では、本人の申請によるマイナンバーカードの交付を開始しました。マイナンバーカードの普及率については、令和3年9月定例会において豊田議員から質問されており、国の普及率は38%、町は25.0%と答弁しております。現在の普及率は、国が約42%、町は28.0%。町においては3.0%、人数にして約500人の増加となっております。

次に、年齢別の普及率ですが、10歳未満が24%、10代が27.7%、20代が27.2%、30代が29.0%、40代が30.1%、50代が30.6%、60歳以上が26.2%となっております。

普及率向上のため、国もテレビコマーシャル等でPR、また、マイナポイントの付与拡充を実施しているものの、当町の普及率は微増となっております。

次に、2点目の、本人確認の手段として、また、各種手続のデジタル化においてもマイナンバーカードで行うことが効果的だが、窓口のデジタル化についてはいかにお考えかに係るご質問にお答えいたします。

国の自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画に基づき、令和3年12月定例会で五戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を提案し、制定いたしました。

自治体情報のシステムの標準化、共通化を進めるため、現在、子育て関係、介護関係の行政手続について、マイナンバーカード所持者がオンラインで申請等が可能となるよう準備を進めております。順次システム改修を行い、令和5年3月から運用を開始する予定となっております。

デジタル化を推進するためには、必ずシステム改修費用及び運用経費が発生いたします。国の財政支援や町の財政状況、及び他市町村の動向を見据えながら、その他の窓口業務につきましてもデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、高齢者が窓口で各種申請を行うとき何が障壁になるかといえば、各種申請書類の記入に手間取ることが挙げられるが、これらの障壁を取り除くべく、口頭によって窓口担当者に伝え、申請書類を受領する方式を取り入れてはいかかの御質問にお答えいた



します。

豊田議員の御質問のとおり、高齢者に限らず、各種申請書類の記入に手間取り、時間を要する場合がございます。全国の動向を見ますと、マイナンバーカードや運転免許証等により本人確認、口頭で手続内容を確認して、窓口担当者が各種申請書類を作成できるシステムを導入し、「書かない窓口」を推進している自治体が増加しております。

当町においても、来庁者及び窓口担当職員の負担軽減、住民サービスの向上が図られるため、実施済みの自治体を参考に関係課で検討の上、「書かない窓口」の導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の、口頭による窓口申請手続を取り入れている自治体があるが、実施済みの自治体を参考に考える考えはあるかの御質問にお答えいたします。

3点目の答弁で申し上げましたが、関係課で検討する際、実施済み自治体を参考に、当町の窓口業務体制に合わせ検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目の令和4年度の水田農業の動向についての質問にお答えします。

1点目の、令和4年度の当町における生産数量目標はいかがか。また、令和2年度及び令和3年度と比較して数量の変化はいかがであったかについてであります。令和4年度の実産数量目標は3,607トンとなっております。令和2年度と比較して781トンの減少、令和3年度では502トンの減少となっております。

2点目の、作付されない水田は荒廃化が進むが、その面積について増減はいかがか。また、令和2年度及び令和3年度と比較して増減はいかがであったかについてであります。令和2年度の不作付水田面積は約640ヘクタールで、令和3年度の実積は約668ヘクタールとなっており、約28ヘクタールほど増えております。

なお、令和4年度については面積が確定していないため、比較することはまだできません。

3点目の、稲作に取り組む農家の動向についてはいかがか。また、稲作農家の増減は直近5年間で比較していかがかについてであります。令和4年度の実積では、休耕や水田全てを転作にする、高齢や稲作経営への不安から離農するなどがありますが、それらの水田の一部は、担い手が借り受け耕作するなどの動向があります。これは、あくまでも転作受付時に聞き取りによるものであり、実態調査したものではありません。

稲作農家の増減については、営農計画書の水稻作付では、平成29年度では980戸、平成30年度では911戸、令和元年度では867戸、令和2年度では800戸、令和3年度では743戸となり、毎年約60戸ほど減少しております。

4点目の、国などの情報によると、令和4年度から水田活用の直接支払交付金が見直されるとのことであるが、どのような変更があるのか。また、それによって懸念される事情が発生すると思うが、それについてはいかがかについてであります。今回予定されている大きな変更点は、令和4年度から令和8年度までの5年間に水稻の作付を行わなかった水田は、令和9年度以降に転作を行っても交付金の対象とならない水田とするものです。

交付対象外となった水田においては、収益が収穫した作物の販売代金のみとなるため、経費とのバランスによっては経営が困難となり、離農、非耕作農地の増加が懸念される場所でもあります。

以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナンバーカードの交付申請に係るものです。まず、昨年9月に一度一般質問させていただいたんですけれども、そのときは、まず国が38%、町が25%で、今現在は、国が42%で、町が28%というふうなことで3%の、少しながら増えているというふうなことでした。500人が増加したというふうなことです。

残りはまだまだ、72%の方がまだ交付されていないというふうなことなんですけれども、なぜ交付されないか、交付を望まないかというふうなことについての町での考え方はいかがでございましょうか。担当課でちょっとお願いしたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年9月定例会の際の豊田議員の質問の際に、町長が答弁しております「申請、受領時に係る手続が煩雑、マイナンバーカードを持つメリットが明確でないなどと言われています」と答弁しておりますが、やはりこの現状は今も変わってないと思います。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

やはりそのとおりですね。煩雑であるというふうなことが一番だと思うんですよ。ですから、この煩雑さを取り除く、そういったことが必要じゃないかなとは思いますが。

このマイナンバーカードの交付申請、マイナポイントとお話ししていましたよね。マイナポイントの付与もありますというふうなことでもやっていたんですけども、このマイナポイントの付与については、どこの場所でどういう形でできるものかどうか。これらも住民の方々に周知しなければならないかと思うんですけども、そういったところの周知方法については、どのようになさっていらっしゃいましたでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町長の答弁にありましたとおり、普及率向上のため、テレビコマーシャル等でPRしております。また、ポスター、チラシ等でもPRしております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

様々コマーシャルして周知しているかと思うんですけども、なかなか進まないんですよ。やはりこういったことを、ただコマーシャルしたからいいんだというふうなことじゃなくて、こんなところにもマイナポイントができますよというふうな、そういったことの周知活動が必要じゃないかなと思っております。

実は、このマイナポイントなんですけれども、これは郵便局でもできるんですよ。郵便局に専用のパソコンがあって、それでできますので、私も何回かやったんですけども、1回で済んだんですが、ただ、これのちょっと不便なところというのは、使えるクレジットカード、指定されているのが少ないんですね、2種類ぐらいなんですよ。ですから、そのところでもちょっとマイナポイントを付与しづらいのが、そこで障害になっているのかなというふうな気がします。

先ほど年齢別で様々お話しいただいたんですが、10歳未満の方で24%でしたか。それから10代で27.7%、20代が27.2%、30代が29%、40代が30.1%で、50代が30.6%。ただ、60代以上の方々に私期待しておったんですが、まだ26%なんですね。たった4人に1人しか持っていないんですよ、私も60代以上に入りますけれども。

これからマイナンバーカードで様々なことができるので、この窓口の「書かない窓口」化にもつながるかとは思いますが、やはり60代以上の方々に周知することが、一つにはいいのかなと思います。

ただ、60代以上の方々というと、80代、90代になっちゃうと、なかなか出歩くこともない。

だから少なくなるというふうなことで、このマイナンバーカードを持っても何も使い道がないんじゃないかというふうな考え方もあるかと思いますが、そこは体の動く方はこのマイナンバーカードを使って各種申請が簡単にできますよというふうなメリットを周知して、お知らせして、マイナンバーカードの普及に努めることが大事じゃないかなと思っております。

そのほかにも、20代、30代、40代ですね、若手の方々にも、こんなことができるよ、マイナポイント付与されますよ、マイナンバーカードを使えばこんなことができますよと。窓口で、カードだけ持ってくれば、ATMでキャッシュサービスを受けられるように、ボタンで必要な書類を選ぶことができますというふうなことも可能かと思うんですね。

ですから、様々、まだまだ普及率は低いんですけども、何かいいような考えを職員から募るとか、または町民の方々から募るとか、そういった施策が必要かなと思っておりますけれども、このところについてはいかがでございましょうか。さらに強い周知の仕方ですね、そこをお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） ただいまの御質問にお答えします。

マイナンバーカードの交付につきましては、やはり国の事業でありますので、国の責任という言い方はちょっとあれですけども、その辺のところは国が主導して普及に努めていただくことになるかと思っております。

町としましても、その補助事業を使いまして、広報やポスター、リーフレットを活用した周知など、あと住民課窓口において、申請書記入の補助や土日の夜間に申請交付を受付するなどの普及を図っておりますので、その辺のところのPRは町で積極的に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

国の事業でありますけれども、町としても無関係ではられないものですから、地域住民の方々の利便性向上のためになるというふうな考え方を持っておりますので、ぜひ強力なコミューナル体制を敷いてほしいなと思っております。

次に、2点目に入りますけれども、窓口のデジタル化ですね。これもさっきのマイナンバーカードとつながってくるんですね。

自動販売機みたいな形で必要な書類が出てくるというふうなことが一番いいんですけども、なかなかそこまで行くには、システムの改修等様々替えていかなければならないところもありますけれども、そのほかに、まずオンラインでの申請ですね。ワンストップ化でもたしか触れられてあったかなと思うんですけども、これらについて、もう一回、行政のワンストップサービス、これはスマホからでもできるというふうなことなんですけれども、そういったものをちょっとお話ししていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂住民課長。

○住民課長（赤坂和浩君） ただいまの御質問にお答えします。

全員協議会で説明しました転出・転入の関係でよろしいでしょうか。

○8番（豊田孝夫君） はい、ありがとうございます。

○住民課長（赤坂和浩君） 転出・転入手続のワンストップ化なんですけど、マイナンバーカードの所持者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入市区町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化・ワンストップ化を図るものでございます。

手続の流れといたしましては、転出する方が、マイナンバーカードを持っている方がマイナポータルを介しまして転出届・転入の予約をしますと、転出地の役所のほうに情報が送られます。転入地の市町村のほうには転入の予約を行うこととなります。転出するほうの市町村から転入する市町村のほうに転出証明書の情報が事前に通知されますので、転入地のほうでは転入手続の事前準備ができることになり、マイナンバーカードを持って転入市町村に行けば、全て異動が完了になるということになります。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

全員協議会で話しされたとおりでございまして、そのとおりかと思えます。

これらも前提になるのがマイナンバーカードなんです。全てマイナンバーカードでつながっていくんですよ。ですから、前段でも私のほうでも申し上げておりましたけれども、やはりマイナンバーカードを所持してもらおうと、これが一番大事なことだと。いわゆる一丁目一番地になりますので、そういったことをひとつ強力で推し進めていただければありがたいなと思えます。

次に、口頭によって窓口担当者に伝えて、申請書類を受領する方式にしてはいかがでしょ

うかというふうなことです。これは「書かない窓口」というふうなことで、よその町村でもかなり進んでおります。北海道北見とか、あとは愛知県の小牧市、それから船橋市もです。船橋市はここに資料あるんですが、これが非常によくできておりまして、窓口に住民の方が見えたら、どのような御要件でしょうかと。そこで様々話を聞いて、住民票であれば、分かりましたと。どなたでしょうかということで本人確認をして、それからその方の書類を出して、申請書類と、それから申請書も同時に出てくるようなんですね。そこでその申請書にサインをして終わりというふうなことです。

私、今朝、各課をちょっと回って、証明書類の申請書類をちょっともらってきたんですけども、税務課は税証明交付申請書です。それから住民課は、住所変更届とか諸証明とか印鑑登録とか、戸籍住民票・印鑑登録と。このように色分けされているのは非常にいいですよ。ただ、項目が多いんですね。私らも行ったときに、さっと書いてみて、あれ、どこに何書けばいいんだ、どうかなと思います。ですから窓口の方に聞くんですね。同じことなんですね。それだったら、「住民票欲しいんですよ」、「誰のですか」、「私のです。はい。マイナンバーカードこれです」とやって本人確認すれば。そして申請書類を交付してもらって、その申請書も同時に来て、それにサインするというふうな形にすれば、実際これやっている自治体があるんですよ。ですから、こういったいいところはまねしていかなければと思います。

特に、だんだん年齢を重ねてきますと、目が悪くなってくるんですね。やはり老眼というふうな形になってきます。ただ、老眼鏡はどこの支所にもありますし、窓口にもあるんですけども、ただ、今のコロナ禍でそれらをきちんと消毒しているものかどうかというのがちょっと疑問なんですね。大・中・小とありますけれども、強度が強いものから弱いものまであるんですが、そういった接触をする機会を減らすためにも、いわゆる非接触でやれるような形に持っていったほうが、いろんな形での感染を防ぐことにもつながるのかなと思います。今のコロナ禍については、そのような思いはしておりました。

これらも、私ちょっと見ていたんですが、その申請書類によって、例えば、「住民票はどなたの住民票が必要ですか」から始まって、4番目の「窓口に来た方はどなたでしょうか」となってくるんですね。

印鑑登録証明書のほうは、一番最初に「窓口に来た方はどなたですか」になってくる。その証明書類を使うことによって、その窓口に来た人は誰であるかというふうなことの確認が最後のほうでなされるか、最初になされているかというふうなことで、こういったところも

細かいところなんです、統一したほうが分かりやすいような気がするんですよ。

後で、なかなか町長もこういった書類を見ることは少ないかと思うんですけども、見てみれば、ずっと書いていってみれば、ここで「窓口に来た人」が出てくるんだとか、一番最初に「窓口に来た人」と出てくるんだなというふうなところが出てくるものですから、こういったところはできるだけ同じような様式に定めたほうが、変えたほうが、窓口の担当者のほうも楽かと思うんですよ。

そういったことで、細かいことなだけけれども、こういったことも、デジタル化も必要なんですが、こういったアナログ的なものも、これからもまだまだ改善していけばよろしいことになるかと思えますけれども。

そういったことで、申請の考え方については、口頭で伝えて、申請書類を受け取るというふうなことについては、何らかの条例を改正しなければならないとか、窓口の取扱規定を改正しなければならないとか、様々あるかと思うんですけども、その辺のことについてはいかがでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂住民課長。

○住民課長（赤坂和浩君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、証明書等の申請書の様式等につきまして、窓口担当の関係課と今後協議を進めまして、統一化を図りまして、今後「書かない窓口」の導入を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

できるだけ様式の統一化が、行政で携わるほうの負担も軽くなるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番、4番は関連してはいますが、4点目に入りますが、実施済みの自治体を参考にする考えはあるかというふうなことでお答えいただいております。

関係課で参考にするところを、まず見てみたいというふうなことですけれども、例えばこの辺の自治体はどうだろうかというふうなことで候補に挙げているようなところはございませうか。それとも、全く白紙で、今から実施自治体を探していくというふうなことを考えていらっしゃるのでしょうか。その辺のところをお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂住民課長。

○住民課長（赤坂和浩君） ただいまの御質問にお答えします。

今後検討していくこととなりますので、まだこの自治体ということは決めておりませんので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

これから決めるというふうなことです。ネットを検索すれば幾らでも出てきますから、ひとつそちらも参考にしながら進めてもらえれば、大変ありがたいかなと思っております。

ちょっと時間なくなってきたので、次に、農業関係に入らせていただきます。

米ですね、去年、本当に大暴落でございまして、私らも大打撃を受けたんですけども、令和4年度における当町における生産数量なんですが、今年が3,607トンというふうなことでお答えいただいております。令和3年、2年に比べて減ってきているというふうなことです。これはやむを得ないことかなと思いますけれども、ただ、やはりここから考えると、この稲作農家が減っているような気がしてしまうんですね。でも、これは生産数量目標ですから、これはもうどうしようもできないんですけども、この中において、いわゆる一般の食用米、それから飼料用米、転作作物等についての転作されているようなものが、この中でどれぐらい、今年の飼料用米とかについてのデータは取ってありましたでしょうかと思っております。そこをちょっとお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えします。

今、2月、3月に転作受付をしたばかりで集計中でありまして、まだ未提出の方もおりますので、数字的にはまだ把握しておりません。これからの確定になるかと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） 分かりました。

まだ集計中ですので、まだ年度内ですからこれはしょうがないことなんですけれども、分かりました。多分、若干昨年度よりは転作する方が増えるんじゃないかなというふうな気がいたします。

それでも水田として活用できるようであれば、できるだけ使ってほしいなど。水田の形で残してもらえればありがたいなと思います。

次に、2点目になりますけれども、作付されていない農地、いわゆる耕作面積なんです、



面積については668ヘクタールで、平成何年からだったか、失礼、ちょっと忘れましたが、やっぱり作付していないところが増えてきているんですね。作付されていないところを何らかの形で耕作してもらいたい、転作してもらいたいというふうなことで、これからの担い手についても関係することなんですけれども、何というか、その担い手の方々、作付されない方々が、どうすれば作付してもらえるようになるかというふうなことで、多分、町のほうでも農地管理機構でしたか、そちらのほうで引き受けているかと思えますけれども、そちらのほうに対して申請する方々の動向はいかがなものでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えします。

農地中間管理事業を使いまして、貸したい・借りたいという事業になるんですけれども、まず、借りたいという人はありますけれども、畑・田んぼの条件とかがやっぱりありまして、貸したい人は、まず高齢等によって、もうやれなくなったからということで貸したいというお話なんですけれども、作付する担い手のほうは、幾らかでも面積が広い圃場のほうがいいのか、土壌がいいほうがいいのかという条件もありまして、なかなか全部が全部担い手のほうに借りていただけるという状況には至っておりません。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

そのとおりですね。本当にこれから農家の方々も減っていくし、それにつれて耕作放棄されている土地も増えていくんじゃないかというふうな気がします。

国全体で見ると、耕作放棄地面積は、昭和60年まで横ばいだったんですが、平成2年以降増えていきますよね。平成27年で耕作放棄地の面積42万3,000ヘクタールだそうです。富山県とほぼ同じ面積が耕作放棄地になっているというふうなことで、その倍率も昭和60年から比べると、平成27年にかけては3.9倍まで伸びているというふうなことでございます。大変残念なことでございますけれども、耕せる土地があれば何とかしてやりたいなと思うのが、私ども農業者が感じている思いでございます。本当に何とも言えないんですが。

次に、3点目ですが、稲作農家の増減ですね。直近5年間で比較してみた場合どのようがありますかというふうなことで、稲作農家が、平成29年は980戸で、30年が911戸、それから令和元年867、2年800、3年743戸と大体毎年60戸ほど減っていつているんですね。稲作に関係するちょっと厳しい部分もかなりありますけれども、何とか稲作に携わる方々が減って

いくのを抑えていきたいなと思いますけれども、離農したいというふうな方々、これ、先ほども中間管理機構で行っているというふうなことだったんですけれども、全てが全て担い手が決まっているわけではないかなと思うんですけれども、このところの動向は、少しぐらいお分かりになればお知らせ願いたいんですが。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度受付した感じでは、町長の答弁にもありますけれども、まず、米価が安くて休耕するという方も結構ありまして、その中でも、大きく作付されている方は、じゃ、そこを借りて作付しようかという、これは受付時に聞いたお話ですので、全体的にどうかはちょっと具体的には分からないんですけれども、令和4年度の作付は昨年度とそんなに変わらないのではないかなという感触は受けておりますが、実際どうなるかはこれから次第だと思います。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

何とか下げ止まりになってもらえればいいのかというふうな気がしております。毎年のことなんですけれども、やはり水田に携わる方々が減るということは、食料自給率の低下にもつながっていくというふうなことになるかと思えます。日本の食料自給率は40%を切っておりまして、37%ぐらいなんですね、アメリカあたりは100%を超えていますけれども。

ですから、今のウクライナではないんですけれども、ロシアではないんですけれども、そういった輸入に頼ることがないような、それによって食料が安保に関係するようなものであっては困ると思いますので、何とか食べるものだけでも自分たちの町や国でしっかりと確保できるような体制づくりがこれからも大事じゃないかなというふうな気がいたしております。

次に、最後のほうですが、水田活用の直接支払交付金の見直しについてが、この間からずっと新聞紙上をにぎわしておりまして、やはり避けては通れないというふうなことです。

これらの見直し、どのような形で見直しになるかというふうなこと、ちょっと農林課でつかまえている情報等をお知らせしてもらえれば大変ありがたいんですが、よろしく願います。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えします。

国の直接支払交付金の見直しの概要ですけれども、まず、飼料用米が複数年契約していた

反当10アール当たり 1万2,000円が、令和4年度からは6,000円になっております。あと大きいのが、町長の答弁にもありましたけれども交付対象水田の取扱い、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象外といたしますということです。

あと、飼料作物の交付金ですけれども、今までは播種せずとも収穫を行ってれば10アール当たり 3万5,000万円でありましたけれども、令和4年度からは播種、収穫を行う年は10アール当たり 3万5,000円、収穫のみの年は10アール当たり 1万円となっております。

あとは、畑地化の支援策は、品目にかかわらず、今までは10アール当たり17万5,000円でしたが、令和4年度からは、高収益作物は10アール当たり17万5,000円、その他の作物は10アール当たり10万5,000円となっております。

具体的には以上となります。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

まだ細部が決まっていないというふうな状況なので何とも言えないんですけども、それによってやはり影響を受けるところがあります。

実は、中山間地域直払いの補助金があるんですけども、国の施策で5年に1回見直ししているんですけども、今年が第5回目の2年目に入っているんですよ。この5年間で作付されない面積の水田は、その面積に含めないというふうなことになりますと、これらの中山間直接払いでもらっている、いわゆる多面的機能という補助金、これにまた関係してくるんですね。

私ら今現在受け取っている補助金については、半分は自治会に入れているんです。その対象面積の田んぼから上がってくるその補助金、これらの半分は、実際に作付している人もしくはその田んぼとして維持管理できるような方々には補助金 comes なんですけれども、そのうちの半分、つまり、例えば3万円その田んぼを持っている方に配分されますと、その半分以上を自治会のために使ってくださいというふうなことで、それらを自治会のほうのいわゆる運営費に渡しているんですよ。

そうなりますと、あと残り5年間、多分2022年度から5年間ですけれども、その間に、今度第6期の、多分これもまた中山間直接払いが継続されるかとは思いますが、そのところで、今度影響が出てくるんですね。実際には、補助金交付対象の水田が減ってしまうと、水田可能な面積が減ってしまうと、そこで交付金の額も減ってくるというふうなことで。そうなりますと、中山間にある集落自治会、そういったところが経営上、ちょっと厳し

くなってくるような気がします。

そのこのところを、これはあくまでも国の施策でございますので、これは何とも言えないんですけれども、それらが減った場合どうするかというふうなことを、町でもぜひ考えてもらいたいなと思います。その分減ったら、じゃ、町のほうで幾らか自治会に対して、ちょっとこうしたお手伝いをしましょうかとか、現金でなくてもいいんですよ。例えば町でやっている、村でやっているそういった何らかの形での、農道整備でも水路整備でも、いろんな形での補助は出せるかなと思いますけれども、その辺のところをこれから考えてもらえれば大変いいかなと思っております。

様々農業を取り巻く分野は、だんだん厳しくなってきましたけれども、何とか維持していくような取組をこれからやっていかなければならないかなと思います。

国の施策について町のほうでどうのこうのということは、ちょっとこれは無理かなと思いますけれども、こういった国の動きについては、町長御自身はどのようにお考えでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 豊田議員、いろいろと細かいところを心配しながら、この稲作農家が減っていく現状の中で、国のこの制度というのが本当に農家のためになっているのかという、今、議員の質問を聞いていてずっと考えておりましたが、あくまでも国から示された生産目標を守って、作ったものに対してはきちっとした安定させた単価を守ってほしいなと、そのようには思います。

いろいろ一生懸命数量目標に合わせて作った結果が、暴落といたしますか、出回っていない、余っているから暴落という、その国の方針、そして全農という様々な方針とかは抜本的に変えねばならないんじゃないかなと思います。

今、戦争状態といたしますか、東ヨーロッパのほうでは避難民とかいっぱい発生している状態でございますので、今こういうときに備蓄してある200万トンというような、常に国を守るために確保しているわけですが、そういうところを吐き出して、きちっとした単価を守るような、大きな政策転換が必要なときには来ていると思いますので、今度機会がありましたら、国会議員とか県会議員とかにもちょっと、最初は雑談程度の提案になるかと思っておりますけれども、そのような動きに国がシフトチェンジして行って、農地を守る、食料を守るというようなところを根本的に変えてもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

本当に国の施策様々あるんですけども、やはりおかしいところはおかしいよというふうな形で進んでいかなければならないかと思います。ウクライナで避難されている方々、たしか200万人を超えているというふうなことなんですね。じゃ、食料事情はどうなんだろうかと、日本は米余っているよ、じゃ、余っているのを現物であげたらいいんじゃないかと私は思うんですよ、正直なところ。そうすれば、今それこそ、まだ国で備蓄しているのがかなりありますけれども、それらがある程度吐き出す。ODAでも様々やっていますけれども、円借款でやらないでも現物で支給するというふうな形を取っていければ、何らかの形で米の、いわゆる残っているところの備蓄が少なくなるし、そのほうがいいのかと思います。

このコロナ禍で、本当に苦しいところは、農家の方々もそのとおりでございます。でも、おかげさまで去年、私らも12月に町から補助金を頂けました。本当に支えになります。何とかかんとか、今年もじゃ米作りやろうかというふうなところまで回復しています。

ただ、大きくやっている方々では、今年、じゃ10町歩ぐらい減らしましたというふうな方もありましたので、ちょっと残念なんですけれども、何とか町の水田、それから農業を守るためにも、私らも一生懸命頑張りますので、ぜひよろしく、これらもいろんな施策を町として取り上げて、そしてまたつくっていただければ、大変ありがたいと思います。

大変今日はありがとうございました。

以上で終わります。

---

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

**午前11時58分 散会**

議 事 日 程 第 3 号

令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで  
 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで  
 (総括質疑、常任委員会及び予算特別委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで  
 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで  
 (総括質疑、常任委員会及び予算特別委員会付託)

○ 出席議員 15名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	和 田 智 也 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
10 番	大 沢 義 之 君	11 番	尾 形 裕 之 君
12 番	松 山 泰 治 君	13 番	川 村 浩 昭 君
14 番	古 田 陸 夫 君	15 番	中川原 賢 治 君
16 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 なし

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舛 沢 実 君 主 査 川 内 剛 士 君

---

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	若宮佳一君	副町長	大久保均君
総務課長	石田博信君	総合政策課長	手倉森崇君
総合政策課長 政策調整室長	小村隆幸君	財政課長	川村豊君
参事・税務課長 参事務取扱	竹洞晴生君	福祉課長	志村要君
介護支援課長	上山貴久君	健康増進課長	赤坂真弓君
住民課長	赤坂和浩君	農林課長	中村弘幸君
建設整備課長	小保内一典君	都市計画課長	高谷忠憲君
会計管理者	今川淳子君	参事・総合病院 事務局長事務取扱	松坂力君
教育委員会 教育長	澤田尚君	教育課長補佐	櫻井篤史君
農業委員会 会長	岩井壽美雄君	事務局次長	町屋剛君
選挙管理委員会 委員長	齋藤正榮君		
代表監査委員	前田一馬君		

---

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

---

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで」の11件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで」の11件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで」の11件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第6号及び議案第17号から議案第26号まで」の11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第6号」は承認することに、「議案第17号から議案第26号まで」の10件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は承認することに、「議案第17号から議案第26号まで」の10件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(三浦専治郎君) 日程第2「議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで」の21件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村議員。

○13番(川村浩昭君) 議案第15号について説明を願いたいと思います。

議案第15号は消防のことです。出勤、報酬、いいですか……

○議長(三浦専治郎君) 議題外だそうです、まだ15号は。

○13番(川村浩昭君) ごめんなさい、16号からでしたので、済みませんでした。

○議長(三浦専治郎君) よろしいですか。

○13番(川村浩昭君) いいです。

○議長(三浦専治郎君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第27号から議案第37号まで」の令和4年度五戸町一般会計予算及び令和4年度五戸町特別会計予算については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第27号から議案第37号まで」の令和4年度五戸町一般会計予算及び令和4年度五戸町特別会計予算については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、こ

の席上より口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議散会后、直ちに本会場において開催いたしますから御了承願います。

次に、ただいま議題となっております議案のうち「議案第7号から議案第16号まで」の10件は、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末掲載〕

---

○議長（三浦専治郎君） お諮りいたします。

明12日と13日は、議案調査等のため休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、明12日と13日は休会することに決定しました。

---

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

来る3月16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

**午前10時05分 散会**



---

議 事 日 程 第 4 号

令和4年3月16日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 2 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(町長提出)
- 第 3 議案第39号から議案第41号まで 人権擁護委員の候補者の推薦について  
(町長提出)
- 第 4 陳情第1号及び陳情第2号  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 

追 加 議 事 日 程 第 4 号 の 追 加 1

令和4年3月16日（水曜日）午前10時21分開議

- 第 1 議会案第1号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書案  
(三浦俊哉議員 外5名提出)
- 第 2 議員派遣の件について
- 

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第39号から議案第41号まで 人権擁護委員の候補者の推薦について  
(町長提出)
- 日程第 4 陳情第1号及び陳情第2号  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 議会案第1号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求め

る意見書案

(三浦俊哉議員 外5名提出)

日程第 2 議員派遣の件について

---

○ 出席議員 15名

議長	三浦 專治郎 君	副議長	沢田 良一 君
3番	和田 智也 君	4番	柏田 匡智 君
5番	川崎 七洋 君	6番	鈴木 隆也 君
7番	大久保 和夫 君	8番	豊田 孝夫 君
10番	大沢 義之 君	11番	尾形 裕之 君
12番	松山 泰治 君	13番	川村 浩昭 君
14番	古田 陸夫 君	15番	中川原 賢治 君
16番	三浦 俊哉 君		

---

○ 欠席議員 なし

---

○ 事務局出席職員氏名

事務局 長 舩 沢 実 君 主 査 川 内 剛 士 君

---

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若宮 佳一 君	副町長	大久保 均 君
総務課長	石田 博信 君	総合政策課長	手倉森 崇 君
総合政策課長 政策調整室長	小村 隆幸 君	財政課長	川村 豊 君
参事・税務課長 参事 務 取 扱	竹洞 晴生 君	福祉課長	志村 要 君
介護支援課長	上山 貴久 君	健康増進課長	赤坂 真弓 君
住民課長	赤坂 和浩 君	農林課長	中村 弘幸 君
建設整備課長	小保内 一典 君	都市計画課長	高谷 忠憲 君

会計管理者	今川淳子君	総合病院長	安藤敏典君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	松坂力君		
教育委員会			
教育長	澤田尚君	教育課長補佐	櫻井篤史君
農業委員会			
会長	岩井壽美雄君	事務局次長	町屋剛君
選挙管理委員会			
委員長	齋藤正榮君		
代表監査委員	前田一馬君		

---

午前10時 開議

○議長（三浦專治郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（44） 巻末掲載〕

---

○議長（三浦專治郎君） 日程第1「議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで」の21件を一括して議題といたします。

各委員長から、委員会における審査の経過及び結果について順次報告を求めます。

予算特別委員長、大沢義之議員。

〔予算特別委員長 大沢義之君 登壇〕

○予算特別委員長（大沢義之君） 付託議案審査報告。

予算特別委員会に付託されました「議案第27号 令和4年度五戸町一般会計予算及び議案第28号から議案第37号までの令和4年度五戸町各特別会計予算」の11件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、議員全員の構成による本委員会ですので、御承知のことから申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第27号から議案第37号まで」の11件につきましては、原案どおり可決されました。

以上、御報告いたします。

〔予算特別委員長 大沢義之君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） 次に、総務常任委員長、中川原賢治議員。

〔総務常任委員長 中川原賢治君 登壇〕

○総務常任委員長（中川原賢治君） 総務常任委員会に付託されました「議案第8号から議案第10号まで及び議案第12号並びに議案第16号」の5件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第8号から議

案第10号まで及び議案第12号並びに議案第16号」の5件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

〔総務常任委員長 中川原賢治君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 次に、民生常任委員長、大沢義之議員。

〔民生常任委員長 大沢義之君 登壇〕

○民生常任委員長（大沢義之君） 民生常任委員会に付託されました「議案第7号及び議案第11号並びに議案第13号から議案第15号まで」の5件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第7号及び議案第11号並びに議案第13号から議案第15号まで」の5件は原案のとおり可決することに決定しました。

以上、御報告を終わります。

〔民生常任委員長 大沢義之君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで」の21件を一括して採決いたします。

「議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで」の21件に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

「議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで」の21件は、委員長



の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第7号から議案第16号まで及び議案第27号から議案第37号まで」の21件は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長(三浦専治郎君) 日程第2「議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第38号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第38号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第38号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第38号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第38号」は、これに同意することに決定しました。

---

○議長(三浦専治郎君) 日程第3「議案第39号から議案第41号まで 人権擁護委員の候補者の推薦について」の3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第39号から議案第41号まで」の3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第39号から議案第41号まで」の3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第39号から議案第41号まで」の3件を区分して採決いたします。  
お諮りいたします。

「議案第39号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第39号」は、これに同意することに決定しました。

次に、「議案第40号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」は、これに同意することに決定しました。

次に、「議案第41号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第41号」は、これに同意することに決定しました。

---

○議長(三浦専治郎君) 日程第4「陳情第1号及び陳情第2号」の2件を一括して議題といたします。

総務常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長、中川原賢治議員。

[総務常任委員長 中川原賢治君 登壇]

○総務常任委員長(中川原賢治君) 総務常任委員会が、令和4年3月8日付で付託を受けました「陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採決を求める陳情書」について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「陳情第1号」の審査の経過につきましては、特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、慎重に審査いたしました。願意に沿い難いとの意見が多く、本委員会では不採択とすることに決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

〔総務常任委員長 中川原賢治君 降壇〕

〔陳情審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） 次に、経済常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

経済常任委員長、古田陸夫議員。

〔経済常任委員長 古田陸夫君 登壇〕

○経済常任委員長（古田陸夫君） それでは、御報告申し上げます。

経済常任委員会が令和4年3月8日付で付託を受けました「陳情第2号 水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の採択を求める陳情について」、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「陳情第2号」の審査の経過については、特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきものと決定いたしました「陳情第2号」につきましては、陳情の趣旨により、議会案をもって意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出することに意見が一致しました。

以上、御報告申し上げます。

〔経済常任委員長 古田陸夫君 降壇〕

〔陳情審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） これより、ただいまの総務、経済常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

尾形議員。

〔11番 尾形裕之君 登壇〕

○11番（尾形裕之君） 「陳情第1号」でございますが、最近、皆さんも御存じのとおり、物価が高騰しております。この際、賃金を上げない限り、この日本の経済は成り立ちません。

イギリスはかつて申し上げましたが、政策的に賃金を上げることをもってしました。インフレ化を少しずつしていくと。日本は失われた20年間という時期がありました。それによってデフレ化した次第でございます。私は、政策的に賃金は上げていくべきと思ひ、この陳情を採択したいと思ひます。

以上であります。

〔11番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（三浦專治郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） ほかに討論がないようですので、これを終結いたします。

これより「陳情第1号及び陳情第2号」の2件を区分して採決いたします。

「陳情第1号」に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

「陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採決を求める陳情書」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三浦專治郎君） 起立少数であります。

よって、「陳情第1号」は否決されました。

次に、「陳情第2号」を採決いたします。

「陳情第2号」に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

「陳情第2号」は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「陳情第2号」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時21分 開議

○議長（三浦專治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦専治郎君） お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事日程追加1を日程に追加いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程追加1を本日の日程に追加することに決定しました。

---

○議長（三浦専治郎君） 追加日程の第1「議会案第1号 水田活用の直接支払交付金見直し  
について慎重な対応を求める意見書案」を議題といたします。

「議会案第1号」について提出者を代表して、三浦俊哉議員から提案理由の説明を求め  
ます。

三浦俊哉議員。

〔16番 三浦俊哉君 登壇〕

○16番（三浦俊哉君） ただいま議題となりました「議会案第1号」について提案理由の説  
明をいたします。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明に代えさせていた  
だきます。

案文を朗読いたします。

---

水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書

米をめぐっては、近年の人口減少や、食の多様化による消費の減退のほか、いまだ続くコ  
ロナ禍で、外食向け業務用米の需要が減少し、民間在庫も増加する等、厳しい需給環境に置  
かれています。この状況の改善を図るため、全国の現場生産者の努力によって、その地域の  
特色や気候に合った作物を選択し、大規模な作付転換が進められ、主食用米の需給安定と生  
産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきました。

このような中で、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しが示され、急激な制度変更によ  
って、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤に大きな影響を及ぼすことが懸念さ  
れます。

今回の唐突な見直しは、主食用米の需給だけでなく、飼料用米をはじめとする水田活用米

穀や小麦、大豆、あるいは耕畜連携による飼料用作物（デントコーン・牧草等）などの転換作物の需給にも影響が懸念されます。また、水田農家の収入減少による収支の悪化や離農の懸念、水田の資産価格の低下による借入金の担保額の低下や農地引取手の減少、さらに、水路等の整備及び維持管理への懸念、それによる荒廃農地の増加への懸念、中山間地域直接支払や多面的機能支払の交付対象から除外された場合による影響など、多くの懸念の声が上がっています。今回の見直しは、これまでに培われてきた農業・農村施策や農業者の営農に大きな影響を落としかねません。

よって、国は、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しについて、まずは、懸念を持つ現場の農業者に十分な説明を行いつつ、見直しによる影響について、生産現場の連絡調整を図る地方自治体と連携して検証を行い、生産現場への大きな混乱や営農断念が生じないように、適切かつ慎重な対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和4年3月16日

青森県五戸町議会

---

〔16番 三浦俊哉君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

尾形議員。

○11番（尾形裕之君） まず、これは議員全員で協議したのでしょうか。その場を設けたのでしょうか。議運だけで協議して、いきなり出したんじゃないでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 経済常任委員会に先ほど報告したとおり、経済常任委員会によって採択になっております。

尾形議員。

○11番（尾形裕之君） 経済の話から上がってきた話ですね。

○議長（三浦専治郎君） そうです、経済に。

○11番（尾形裕之君） 了解しました。

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議会案第1号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第1号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議会案第1号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長(三浦専治郎君) 追加日程1の第2「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました「議員派遣の件について」は、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣の件について」は、そのとおり決定しました。

[議員派遣の件について 巻末掲載]

---

○議長(三浦専治郎君) 次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました「申出書」のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、



閉会中の継続調査に付することに決定しました。

〔閉会中の継続調査申出書 巻末掲載〕

---

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 五戸町議会第22回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和4年度予算案をはじめとする諸議案につきましては、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

コロナ禍3年目の新年度予算執行に当たっては、地域経済の回復と行事、イベントなど、にぎわいを少しずつ取り戻し、地域住民皆様の安心な暮らしと健康を守るために、万全を期してまいります。

また、現在、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻で、東ヨーロッパの国々へ避難されておられる方々がたくさんおられます。今後、日本政府においても、親族がいるいないにかかわらず在留要件を緩和して、積極的に避難民の受入れを検討するとしています。長引く戦争状態を想定し、五戸町としても避難民の受入れが可能かどうか、様々検討してみたいと思います。

議員各位におかれましても、御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

今定例会、誠に御疲れさまでした。ありがとうございました。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

---

○議長（三浦専治郎君） これにて五戸町議会第22回定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

## 署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長           三    浦    專    治    郎

五戸町議会副議長       沢    田    良    一

会議録署名議員         古    田    陸    夫

会議録署名議員         中 川 原    賢    治

会議録署名議員         三    浦    俊    哉